

平成 3 1 年舟形町議会
第 1 回定例会会議録

舟形町議会

平成31年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 平成31年2月25日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月6日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一 6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文 7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春 8番 加藤 憲彦

4番 佐藤 勇 9番 叶内 富夫

5番 奥山 謙三 10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

平成 31 年 3 月 6 日（水曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成31年舟形町議会第1回定例会第1日目

平成31年3月6日(水)

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 欽 太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏
副町長	庄 司 雅 人	地域整備課長	伊藤 武 美
会計管理者	相 馬 昇	総務課財政係長	八 欽 幸 仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長	小 野 芳 喜	教 育 課 長	八 欽 照 光
健康福祉課長	叶 内 範 夫	農業委員会会長	加 藤 嘉 久
住民税務課長	須 貝 孝 子	代表監査委員	渡 邊 敬 子
危機管理室長	伊藤 茂 樹	監査事務局長	斉 藤 洋 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉 藤 洋 一 主 事 伊 藤 優

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから平成31年第1回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。2番小国浩文君、7番佐藤広幸君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議しております。その結果について加藤委員長より報告を求めます。

8番 去る平成31年2月27日に開催されました議会運営委員会において、平成31年第1回定例会の会期について協議しましたので、ご報告いたします。

平成31年舟形町議会第1回定例会の会期は、本日6日から3月14日までの9日間にすることにしましたのでご報告します。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、3月6日から14日までの9日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成31年第1回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

この冬は暖冬だと聞いておりましたが、1月25日に豪雪対策本部を設置する積雪深となりました。2月2日に野地内で2メートル、2月14日に西又地内で2メートル35センチの記録を残しました。3月に入りまして、一気に春めいてまいりましたので、雪解けによる雪崩等の心配をしているところでございます。

今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ちまして、平成31年度町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国会においては、平成31年度予算が年度内に成立する見込みとなりました。しかしながら、外交、安全保障、厚労省の統計不正問題を含め、7月の参議院議員選挙をにらみつつ、政治がどのように動くか、そして5月には新天皇が即位され、元号が変わること、10月には消費税の増税があり、景気の先行きが大変不透明であることなどで、情勢を見きわめることは難しい状況ですが、大きな変化があることだけは間違いないと思われまます。その状況下でもしっかりと舟形町民の幸せのために「住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形」を目指して、「舟形の元気をつくりまます」「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」「オール舟形で町づくりをします」、それぞれの項目で確実に政策を実施してまいります。

まず、1つ目の「舟形の元気をつくりまます」では、昨年8月の集中豪雨により被災した郷土の復旧復興に全力で取り組んでまいります。道路54路線102カ所、河川16河川39カ所、農地772カ所、農業用施設203カ所、林道3路線4カ所について、31年度中に復旧を完了させたいと思いまます。

さらに、農業・商工業の振興、交流人口の増を図ってまいります。平成30年の農政問題や災害による減収などの農業問題に対応するため、圃場整備事業調査費の補助率アップや県補助事業に対する補助制度、さらなる園芸農業を推進するための園芸農業スタートアップ支援事業、中小規模の農家支援等の中古農機導入推進事業は堅持しつつ、衛星栽培管理による舟形米のブランド化・差別化のための衛星システム構築事業、さらには農業マイスター制度や農業支援人材バンク制度などの諸課題について、舟形町の求める農業のあり方、舟形町の農業ビジョンを十分に関係者と連携協議して作成してまいりたいと思いまます。そして、強い農業や多種多様な農業の支援に努めてまいります。

また、商工業者についても、従来の支援制度は堅持しつつ、商工業活力アップ推進事業や卓越技能者表彰などで、商店が持続可能できるよう、さらに職人の匠の後継者育成につながるよう努めてまいります。さらに、29年度から引き続き、若あゆ温泉の大規模改修を実施して入客数をふやします。また、舟形観光物産センターを核として、めがみちゃん駅長や縄文の女神関連グッズの展示スペースをつくり、にぎわい創出及び交流人口増に努めてまいります。

2つ目は、「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」では、生活道路の整備と除雪サービス制度の継続及び対応強化と小型除雪機械購入補助などを継続、ロータリ除雪車の更新に

努めてまいります。また、若者定住対策として民間賃貸共同住宅等建設支援事業の制度拡充、さらに高齢者等の交通手段の利便性を図るためのデマンド型乗り合いタクシーの周知普及を図ります。また、保育所、小学校、中学校の子供たちには日本一の給食・食育事業を発展継続し、舟形産の米、野菜、果物、肉、魚を食材として使用するとともに、参加していただける提供者をふやし、町民みんなが将来を担う子供たちを育てる機運を醸成してまいります。また、小中学生を対象に実施しました放課後若あゆ塾を継続拡充し、学力向上にも努めてまいります。

3つ目は、「オール舟形でまちづくりをします」では、平成29年度には地域アンケート、平成30年度では各町内会でのワークショップを開催して町内ビジョンの策定、ことしは旧小学校区単位での話し合いを実施して、協働のまちづくりを進めてまいります。あわせて、その結果についても、第7次基本構想策定に活用してまいります。また、防災拠点の整備や福祉避難所の整備などで安全安心なまちづくりにも努めてまいります。

まだまだまちづくりの課題は山積しておりますが、しっかりとそれらの問題に真摯に向き合い、職員と一丸となって取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ここで、平成31年度当初予算の概要について申し上げます。当初予算編成に当たっては、厳しさを増す財政状況のもと、将来にわたり持続可能な財政運営を目指す、災害からの復旧復興に全力で取り組み、オール舟形で「住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形」の確実な実現に向けて重点的かつ集中的な予算となるよう努めました。

平成31年度における一般会計歳入歳出予算の総額は50億4,300万円となり、対前年比で7億2,000万円の増、率にして16.7%の増と大幅な増額予算となりました。

特別会計は、6会計合計で21億2,715万円となり、対前年比で5,864万円の減、率にして2.7%の減となり、一般会計と特別会計6会計合計で71億7,015万円となりました。

歳入予算の主なものとしては、評価がえによる固定資産税の減少を見込み、町税としては4億61万円を計上し、消費税増税に伴う地方消費税交付金の増を見込み、1,280万円増の9,500万円を計上し、地方交付税については国の予算動向を勘案し1億3,600万円増の19億4,600万円を計上、国庫補助金は防災関連の都市防災施設整備補助金の増や社会資本総合整備交付金の減により6,991万円増の1億6,682万円を計上しました。県補助金は、農地整備計画設計事業の減はあったものの、小規模農地災害緊急復旧事業補助金の増があり、1,374万円増の2億3,025万円を計上し、県委託金は県議会議員選挙や参議院議員選挙などにより1,260万円増の2,424万円となりました。繰入金については、財政調整基金からの繰り入れ減少により8,789万円の減で、3億7,509万円となりました。ふるさと納税は、総務大臣通達による返礼割合の変更もあり、昨年並みの3億円を計上しました。また、町債は、若あゆ温泉大規模改修、住宅団地整備事業や防災行政無線改修事業、都市防災施設整備事業、災害復旧事業等により、5億6,020万円増の10億3,430万円を計上しまし

た。

歳出予算の主なものは、総務費では県議会議員選挙、町議会議員選挙、参議院議員選挙、舟形町長選挙費を計上したことなどによりまして、前年度比3,739万円増の9億2,630万円となり、民生費は幼児教育の無償化等に伴い6,347万円の減、7億9,133万円となりました。また、衛生費はウド山斎場屋根改修工事等に伴い、対前年比2,809万円増の2億1,137万円、農林水産業費は若あゆ温泉大規模改修工事等を計上しましたが、圃場整備事業、農地防災減災事業が終了したために2,218万円減の4億2,879万円となりました。商工費は、今年度も商工業活力アップ推進事業など706万円の増で9,388万円となり、土木費は生活道路整備事業、社会資本総合整備事業、除雪対策事業を計上し、さらに定住促進住宅団地整備事業、河川公園舗装整備事業を追加した結果、1億1,003万円増の9億775万円となりました。消防費は、防災無線のデジタル化事業や防災拠点整備事業などを計上したため、4億3,433万円の増、5億9,648万円となり、教育費は日本一のおいしい給食食育事業、放課後若あゆ塾、中学校トイレ洋式化工事を計上したものの、239万円の減、3億2,704万円となりました。災害復旧費は、昨年8月の豪雨災害復旧工事により1億6,709万円増の1億8,452万円となり、公債費は2,578万円増の5億101万円となりました。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、その他の12月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 総務省自治財政局長及び山形県選出衆参国会議員への要望会について。

1月22日火曜日、八杵 太議長をはじめ加藤憲彦議員、佐藤広幸議員、斎藤好彦議員、佐藤勇議員、さらに県議会議員の伊藤重成議員も同行いただき、霞が関の総務省自治財政局並びに衆参両議員会館を訪ね、12月に交付された特別交付税が昨年よりも5,000万円ほど増額交付されたことに対する御礼と、昨年8月災害の復興状況を説明しつつ、さらにはこのたびの豪雪状況を踏まえ、除排雪経費が例年を上回ると見込まれるため、財政支援についてのご配慮をいただきたく、要望してまいりました。

総務省では、総務省大臣官房審議官の多田様が対応くださり、町災害箇所の復興状況や豪雪の状況を説明しながら、財政支援の要望をしてまいりました。

その後、衆参両議員会館を訪ね、山形県選出国会議員の加藤鮎子議員、遠藤利明議員、鈴木憲和議員、参議院議員の大沼みずほ議員、舟山康江議員を回り、災害復興予算関係でご尽力いただいた御礼とあわせて、今後の復興並びにこのたびの豪雪に対しての財政支援が講じられるよう要望してまいりました。

(2) 舟形町納税組合の解散について。

1月30日水曜日、中央公民館において、舟形町納税組合長臨時会議及び舟形町納税貯蓄組合連合会臨時総会が開催され、長きにわたり納税指導の高揚や税収の確保にご尽力、円滑な町政運営をしていく上で多大な貢献をしていただきましたが、口座振替や特別徴収が普及したこと、個

人情報の取り扱いの問題、自主納付の期限内納付との不公平感等の納税をめぐる社会環境を踏まえつつ、平成31年3月31日をもって解散することが決議されました。変わり行く社会情勢に対応しながら、行政サービスを行う上で大切な財源となる税収の確保のために果たしてこられた役割は極めて大きいものがあり、歴代組合長をはじめ組合員の皆様のご努力に心から感謝を申し上げます。

(3) 平成30年度舟形町住民主体の地域づくり推進事業「舟形町地域づくりフォーラム」の開催について。

2月11日日曜日、舟形町中央公民館を会場に約50名の参加をいただき、平成30年度舟形町住民主体の地域づくり推進事業「舟形町地域づくりフォーラム」を開催しました。これは、町内会ごとにワークショップを開催し、地域の困り事や目標、自分たちがやらなければならない活動をまとめた地域計画、いわゆる町内会ビジョンを作成し、少子高齢化、人口減少時代におけるこれからの地域づくりの形を検討していく今年度の事業の振り返りと来年度のステップアップを目的に町が主催し、町内会長連絡協議会様をはじめ多くの団体よりご共催をいただき、開催したものです。

当日は、総務省ふるさと財団の地域再生マネージャー斉藤俊幸氏による「地方創生時代の地域ビジネス」と題した講演のほか、東北公益文科大学の伊藤眞知子教授のコーディネートにより、町内会長や地域づくり団体、集落支援員など、地域活動に携わる方々をパネリストとして意見の発表をいただきました。また、会場にいる参加者全員が伊藤先生の問いかけに対して意思表示ができる全員参加型のパネルディスカッションを行ったものです。本事業は、平成29年度から4年間の事業であり、今後も引き続き事業の展開を行ってまいります。

(4) 舟形町教育功労者表彰式について。

平成30年度の舟形町教育功労者表彰式が、2月13日水曜日、舟形町中央公民館で行われました。この表彰は、本町の教育、芸術、文化向上発展に寄与した者、または善行奇特の行為等により他の模範とする個人や団体を対象に授与されるものです。

今年度は、中学校の部で個人2名、高等学校の部で個人2名がスポーツ競技の東北大会に出場し、個人戦での入賞や団体戦優勝の好成績をおさめられ、教育功労3部門において個人17名の方と2団体に表彰状並びに記念品が贈呈されました。

(5) 日本一の給食食育推進事業「まるごとシェフ」の献立給食について。

当町長沢出身でパレスグランデール総料理長の高橋正伸シェフから指導を受けた中華メニューの学校給食「まるごとシェフ」の献立給食が2月20日水曜日に小中学校で実施されました。地産地消のめがみちゃん給食として実施したこの日の給食には、舟形町のマッシュルーム、ネギ、里芋を使用したエビのフリッター・オーロラソース、チャーシューあえもの、中華風芋煮の3品が提供され、児童生徒は舟形産のご飯と一緒に中華給食を楽しみました。また、この日は高橋シ

エフが中学校の生徒の目の前でチャーハンの調理実演を行っていただき、大いに盛り上がりました。

以上、5件について行政報告を申し上げます。

さて、本日定例会に提案します案件は、専決処分の承認が1件、平成30年度舟形町一般会計、特別会計補正予算が7件、条例の制定及び一般改正が5件、計画の変更が1件、平成31年度舟形町一般会計、特別会計歳入歳出予算が7件、以上21件についてご提案申し上げますので、提出いたしました議案についてよろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

なお、12月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。5番奥山謙三議員。

5番 おはようございます。

それでは、通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、「官民協働・地域間連携による住民主体の地域づくり推進事業を活用した持続可能な集落機能構築の進め方を問う」と題して行います。

私は、これまで一貫して協働のまちづくりをテーマにして活動してきました。平成29年度より町で実施している官民協働・地域間連携による住民主体の地域づくり推進事業は、私が考えていることと相通ずるところがあり、29年6月の定例会で一般質問をこの事業について行っています。私は、この事業を通じて、町民、各種組織、町の連携による協働の地域づくりが推進されることを願って、再度、一般質問を行います。

これまでの事業展開は、平成29年度はアンケートの実施及び分析、公表、30年度はアンケート結果に基づき、町内会ごとにワークショップを2回開催しています。今回質問の主題は、31年度以降の進め方です。学区単位と町内会とのかかわりをどうするのか。これまで参加した幅広い年齢層の方々や地域とのかかわりをもちたい方が多くいることがアンケート結果から出ています。これらの方々を参加させるための方策、リーダー育成、確保など、また人材の発掘、育成も皆で行う必要があるかと思いますが、あと2年の事業となりますが、町長の考えをお聞かせください。

次は「健康維持と健康寿命延伸策は」と題して質問を行います。

人生の勝利とは、体の健康、そして心の健康であると言われていています。舟形町でも、医療給付費の増、介護給付費の増、後期高齢者納付金の増となっており、今後さらにふえることが予想されます。

町では、食事、運動、休養、禁煙を進めるために各種施策を行っていますが、さらに推し進める必要があると思うが、町長の考えはということで質問を行います。

以上です。

町長 それでは、5番奥山謙三議員の「官民協働・地域間連携による住民主体の地域づくり推進事業を活用した持続可能な集落機能構築の進め方を問う」についてのご質問にお答えします。

国の地方創生推進交付金を活用した本事業は4年間の事業で、少子高齢化、人口減少時代において住民主体の地域づくりを推進し、これまで単一の町内会に対応してきた地域の課題、困り事に対して地域間の連携をもって対応していく組織の構築を目指しております。その地域間の連携によって形成される組織を、国では地域運営組織と呼んでいます。

奥山議員の質問にもございましたように、私もこの事業を通じて、また、この事業をきっかけとして協働のまちづくりのさらなる推進を目指しているところでございます。

平成31年度については、今年度開催した町内会ワークショップで作成いただいた町内会ビジョンをもとに、旧小学校区単位で形成されている地区連合町内会を対象区域に地域づくりワークショップを展開し、各地区の地域カルテである人口、商店、医療機関、金融機関などの情報を用いながら地区の現状を把握して、地区の課題や問題解決のための活動をまとめ、地区ビジョンを作成してまいります。ことし2月に開催した地域づくりフォーラム等の研修会も開催しながら、地域間連携による地域運営組織の構築を検討してまいります。

平成32年度の計画は、実際に地域運営組織の構築について、構築が可能な地区から推進してまいりたいと考えています。しかしながら、過日開催された地域づくりフォーラムのパネルディスカッションにおいて、パネリストからのご意見にもございましたように、舟形町はこれまで単一の町内会組織が確立され、各町内会がみずからの責任において町内会活動を展開してきており、現時点においては全ての町内会において地域間の連携が必要かといえば、そうではない状況が一方ではあると感じております。

少子高齢化、人口減少により町内会の環境が変わってきている中で、地域間の連携による地域運営組織の構築は住民と行政が一体となって検討を行うことが必要な時代になってきております。まずは単一町内会の活動を尊重し、世帯数が減少して地域の運営が困難な町内会については、地理的、歴史的な背景も考慮しながら地域間の連携をサポートしてまいりたいと考えています。

奥山議員の質問にもありましたように、地域づくりアンケート結果からは、幅広い年齢層で地域とのかかわりを持ちたいとお答えいただいた方が多くおられました。今年度開催した町内会ワークショップにおいては、この機会にできるだけ多くの方からの参加をいただきたく、町連合町内会長協議会様をはじめ、住民の皆様からは全戸へのチラシの配布やお声がけなど、全面的にご協力をいただきました。しかしながら、全町的な傾向としては、これからの地域を担う若い世代の参加が少ない状況でありました。

本事業はあと2年ではありますが、地域の話し合いに多くの方を参加させるための方策、リーダーの育成と確保、人材の発掘と育成については、住民と行政が一体となって地域や町の課題を認識して共有していく中でワークショップを行い、地域づくりフォーラムなどの研修会も開催し、また、生涯学習活動とも連携しながら、住民、行政双方の意識改革に努めていく中で意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

今年度開催した町内会ワークショップに参加された方々の中には、小学生、中学生、高校生、女性、ひとり暮らしのご高齢者もおられました。自分の住んでいる地域について意見を出し合い、話し合いができたことは大きな一歩だと感じております。町内会ビジョンは、期間を5年間としております。それは、このような話し合いによる地域づくりを今後も継続していくという強い意志によるものです。

高崎経済大学櫻井教授のお話の中で、「そこに人が住んでいる限り、地域づくりに終わりはない」という言葉がありました。少子高齢化、人口の減少に加えて、就業形態や子育て、教育環境など、私たちを取り巻く環境が大きく変わってきている状況において、意識の醸成を図るには相応の期間を要すると思っております。大事なことは、協働のまちづくりを念頭に置いて、このような話し合いの地域づくりを今後も地道に継続していくことが大切で、決して途絶えさせてはならないと考えるものです。地道な継続の中で、多くの方の参加やリーダーの育成と確保、あわせて人材の発掘と育成について、みんなで考え、自分のこととして考える意識が醸成されていくと考えております。

次に、「健康維持と健康寿命延伸策は」についてのご質問にお答えします。

健康とは、心身ともに健やかな状態をいい、私たちが社会生活を営む上での重要課題と言えます。国は、「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21・第2次）」を推進するとして、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境改善に関する基本方針を定めています。

県においても、これまでの発症予防重視に加え、重症化予防や高齢者の健康等、身体機能の維持・向上の視点を組み込んだ「健康やまがた安心プラン」を策定しております。

舟形町としては、それら国、県の計画策定を受けて、町民一人一人が健康づくりに自主的に取り組み、健やかに暮らすことのできる環境を整えるための新たな健康づくりの指標として、平成28年度に「第2次ふながた健康21」を策定しました。

この「第2次ふながた健康21」の最終目標は、健康寿命の延伸です。高齢化が進行し、生活様式が多様化する中、生活習慣の改善や社会環境の改善により生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進し、健康寿命の延伸、平均寿命との格差短縮を目指す内容となっております。これまで

栄養・食生活や運動習慣づくり、糖尿病やがん対策等、9項目の分野における行動目標や施策目標に基づき事業を実施してきました。

ここで、今年度から取り組んでいる事業や来年度から取り組む予定の事業を紹介いたします。

最初に、栄養・食事に関してです。平成28年度実施の県民栄養調査では、最上地域が野菜と果物の摂取が他地域より少ないという結果が出ていましたので、食生活改善推進協議会事業として野菜や果物を利用した減塩とバランスのとれた食事の実践、地域包括支援センターでは高齢者の低栄養予防事業として県の管理栄養士会から講師を招き、家族介護者の会を対象として調理実習を行いました。

運動習慣づくりとしては、県が実施している「やまがた健康マイレージ事業」と本町の健康ポイントの協働事業であります。この事業は、県が県民の健康づくりを応援する目的で、毎日の運動や健康的な食事などの目標を達成した場合や、健康診断の受診、市町村が実施する健康講座やスポーツ教室、地域活動等に参加するごとにポイントを獲得でき、一定ポイントを獲得できた方に「やまがた健康づくり応援カード」を交付します。この応援カードを協力店に提示することで、さまざまな特典、サービスを受けることができます。今年度、県との事務手続が完了し、来年度から本町健康ポイントカード所持者に「やまがた健康マイレージ事業」への参加を呼びかけ、健康づくりの機運を高めてまいりたいと考えております。

がん対策としましては、がん検診の経済的負担軽減により受診率向上を目的としまして、3種類のがん検診をワンコイン、いわゆる500円の負担で受診できるようにするための事業を盛り込んでおります。

その他、禁煙に関しては、禁煙外来治療費の助成や乳幼児健診・母子手帳交付時の禁煙指導を行い、受動喫煙対策を含めた対策を実施してまいります。

元気で健康に生きることは誰しもの願いです。健康づくりに関する事業について、「第2次ふながた健康21」に掲げた数値目標の着実な達成に向けて、今年度から「100歳元気プロジェクト」と称し、さまざまな支援事業に取り組んでおります。今後も、健康で長生きできるための支援を積極的に実施してまいりたいと思っております。

5番 今回、再度質問したというのは、やはり私にとってこの事業は何としても成功していただきたいという強い思いがあります。そしてまた、森町長もこれまで地域づくりには若いときからいろんな面で活躍してきているということでもありますので、きょうの一般質問の中で議論が深まっていければいいなと考えているところであります。

回答の中で、地域運営組織に余りこだわらないというふうな回答のようではありますが、森町長が考えているこの地域運営組織のイメージといたしますか、形、こういうふうになればいいなという形があるとすればお聞きしたいと思います。

町長 有名なところでは、川西のきらりよしじまという地域運営組織がございますけれども、そ

ういったところは理想の形であるとは思いますが、舟形町におきましては、本当にその地域、町内会ごとの困り感を出して、その地域の中でどういったことができるのかということの最低限度の話し合いから始まっていて、お互い弱いところを助け合ったり、そういったものができる組織であれば、余り高いところを目指さなくても立派な地域運営組織ではないかなと思っています。そこからさらに派生的にもっとやりたいということであれば、それはそれでいいと思いますが、最初から見本となるような立派なところを目指しても、その地理的な要件とか文化的な要件とかさまざまあるかと思しますので、そこは同じようにはまねできないと思いますので、しっかり舟形版の地域運営組織ということで取り組んでまいればいいのかと思っています。

5番 その地域運営組織の母体といいますか、その形というのは、今、各学区ごとにある連合町内会を考えているのか、それとも新たな組織をつくっていくのか、どちらなのでしょう。

町長 それも、今いきなり新たな組織をつくるということは難しいかと思えます。やはり地区の連合町内会がございまして、それをまず核としまして、そこからいろいろなことが地区連合町内会としてできること、新たな組織をつくらなければならないこと等が発生してくるかと思えます。そこは柔軟に対応していったいいのではないかと私は思っておりますので、必ずしも連合町内会、必ずしも新しい組織ということでなければならないというふうには思っておりません。

5番 なぜこういう質問をしたかと申しますと、今、町内会長さんの業務というのは、町内会のあらゆることに対応しなきゃならないということを考えていくと、非常に繁忙だという中で、これ以上、じゃあ地域づくりにまでおまえら頑張れということ求めていくということが果たして、町内会長になる人がますます減ってくるんじゃないかなと思います。これ以上の過重な町内会長への期待ということを考えていくと、たまたまその町内会長さんが地域づくりも好きで頑張るといふ人がなれば、そのときはいいあんばいかもしれません。ところが、そういったことに余り興味がない人がなったときには、少なくともトーンダウンしてしまうということは間違いないと思います。要は、人でもってそういうふうな地域づくりが上がったり下がったりしてしまうと。

これをじゃあどういうふうにして維持していくかということ考えたときに、やはり新たな、やりたいという人間を、うちら、福寿野というのは町内会ですけれども、福寿野町内会でも地域の町内会活動と地域づくり活動というのはもう分けたほうがいいんじゃないかなとも思います。というのは、やっぱり町内会活動というのは義務的な活動、各家から1人ずつ参加という活動が多いわけです。ところが、地域づくりというのは参加自由で、幅広い年齢の方々から参加してもらおうということを考えていけば、全世帯の全員がこの地域づくりには入ってもらおうと。そして参加は自由と。ところが町内会活動はもう義務的な活動だから、各家から1人は最低でも参加というようなことを考えていくと、さっき言った10戸未満の集落についてはやはり何らかの対応を考えなきゃならないというのはわかるんですけれども、町内会会長さんに求めるということが、これまでのような形で地域づくりもさらに求めていくということが、私は非常にますますなり手

がいなくなってしまうんじゃないかなという感じがするんですが、この辺のところ、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 奥山議員のおっしゃるとおりだと私も思います。ただ、話のきっかけとして持っていくためには、連合町内会という組織を手がかりにするしかないのかなと思っております。答弁の中でも申し上げましたが、その地域、町内会におけるリーダーを育てていくということが、これが一番大事なんだろうと思います。そういったものは一朝一夕にできるものではございませんので、地道に時間をかけながらそういったリーダーを育てていくということが大事かと思っておりますので、そういったリーダー的な人を育てていけるような町内会であったり地区であれば非常にありがたいのかなと思っております。

活性化の定義で私が好きな定義というのが、その活性化というのは、その地域に住んでいる人がその地域の資源を生かして創造的な生活を営もうとするというふうなことがあります。その地域をどうしようかということをおみんなで考えられる、それが活性化しているという状態なんだと私は思っております。町内会であったり地区であったり、舟形町のことを考えてくれる町民が多くなるのが町の活性化であったり、町内会の活性化、地区の活性化ということになるんだろうと思いますので、そういったリーダー、もしくは一人一人がそういったことを考えていただけるように、町としてもこういった地域づくり、あと2年しかないというふうなことなんです、これはこれで終わりではないと、もっともっと継続しながらリーダーをつくれるように、町のことを考える町民が多くなるように、町としても努力を続けていきたいと思っております。

5番 私が今回、本当にもったいないなと感じているのが、せっかくワークショップを2回開催したのに、している中で、第1回目は中学校、高校生、そして若妻・婦人会と、幅広い方々から参加していただいたわけです。2回目は若干若手が減ったようではありますが、せっかくワークショップに参加してくれた方々をいかにこの地域づくりに取り込むかということが今回の一番の重要なポイントだと私は思うんです。これを地域運営組織にぼんとやってしまったら、せっかくワークショップに参加してくれた方々がじゃあどこでもっと自分たちが参画できるような場所をつくれるのかということなんです。せっかく参加してくれたそれらの方々をずっと引き続きあと2年間参加してもらおうような方策を何とかつけれないかなと思うんです。その中で、だから一つの方策として町内会とは別個の、町内会に地域づくり協議会をつくって、それらの方々を取り込んでいくという組織をつくりたいなと私は個人的に思っています。そういったことをしながら、回答にもありますけれども、リーダー育成、人材の発掘ということにつながっていくかと思うんです。そういったところ、ぜひ考えてもらいたいのは、ワークショップにあれだけ参加してくれた方をどういうふうにあと2年参加してもらおうような形を持っていけるのか、ここら辺をもう少し検討してもらいたいなと思います。

それで町長に聞きますけれども、単純な質問で、怒らないで回答してもらいたいんですけれ

ども、リーダーというふうな資質、どういうふうな人間がリーダーなのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

町長 明快な答えは持っておりませんが、少なくとも他人のことを思いやる、そういう人がリーダーなのではないかなと思います。自分のしたことについて、それを手柄とせず、奉仕のボランティアの精神で行動している方が私はリーダーではないかなと思うところです。

5番 私が考えているのは、自分の利益、私益、公益は行政ですね。あと共益。この共益を最初に考えて、言ってくれる方がリーダーだと思うんです。自分のことじゃなくて全体がよくなるようなことをどんどん発言してくれる、こういう方がリーダーになれば、間違いなくその地域というのは変わってくると思うんです。いかにしてこの共益を優先に物事を意見の中でばんばん出してくれるような人の育成、これが今回の事業の成功につながるんじゃないかなと思います。

そういったところを考えてくれるような方向に持っていくためには、やっぱりワークショップに参加してくれた方々、その方々というのは絶対そういうふうな思いがある方なんです。そういう方々をどういうふうにしてフォローアップしながらつなげていくかということが今回の事業の成功といったら変だけれども、もっともっと共益を考えてくれる人をふやすことが地域の活性化につながるんじゃないかなと思います。

そういったところで、ぜひ町としても地域運営組織に丸投げということではなくて、今ある町内会の中での地域協議会的なものをつくったらどうですかというような提案も、もし今の町内会長さんでその地域づくりもすごく一生懸命な方もおるかだと思います。こういうところはもう一緒にいいと思うんです。いや、今の町内会長さんで地域づくりまで楽でないというような方については、新たな町内会、全戸加入の、全員加入の組織をつくってもいいんじゃないかなと思いますので、この辺については少しやわらかくして、この事業が成功するような方向で考えていただきたいなと思います。

あわせて、私も何年か前の一般質問で提案しましたが、協働のまちづくり条例をつくったらどうですかというような一般質問もしました。というのは、やはり行政がやること、住民がすること、組織がやること、こちら辺はある程度明文化してきちんとはつきりしておかないと、何でもかんでも行政頼むとなってしまう可能性が大きいんじゃないかなと思います。そういったところのルール化を、ルールじゃない、条例で協働のまちづくり条例をつくって、もう少し各住民がすること、行政がすること、組織がすることというような役割分担というものをもう少し明確に出していったほうがいいんじゃないかなと思いますが、この辺については、前回の答弁では現段階では条例をつくる考えはないという答弁でありましたが、せっかくこういう事業を今回やっているわけですから、考える時期に来ているんじゃないかなと思いますが、これについても町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 町としましては、地域運営組織に丸投げということではなくて、そういったものも必要な

町内会がもう既に現実にできているということもあるものですから、必ずしもそこということではないんですが、まだまだ単一の町内会で頑張れるよというところについては、今、奥山議員がおっしゃったとおりの対応も一つあると思いますので、余り町としましても固定枠にはめたような、そういった事業にはしたくないなと思っているところです。

また、協働のまちづくり条例につきましては、実は、前も答弁したかもしれませんが、平成17年のときに住民投票で新庄市との合併をしない、自立をするというときに、協働のまちづくりで今後舟形町を運営していきましようという話を申し上げて、その際に協働のまちづくり条例というものをつくろうかという話になりました。しかしながら、その条例をつくったからといって、協働のまちづくりが進むわけではないと。しっかりとそういった機運が醸成してきて、じゃあつくろましようということになった段階でつくるほうがいいのではないかとということで、その当時、協働のまちづくり条例をつくるということに至らなかった経緯がございます。

今回、私が町長に就任し、こういった事業を進めていく中で、もっともっと協働のまちづくりが進む段階で、皆さんの意見の集約の中で、条例をつくったほうがいいのではないかとというふうな声が多くなれば、自然的にそれはできるものかなと思います。行政が押しつける、その協働のまちづくりであってはならないと思いますので、そのための条例づくりについてもタイミングを逃さず、しっかり見ながら対応してまいりたいと思っていますところでございます。

5番 ぜひ、この事業につきましては、はっきり言って1年や2年、5年ではできないと思います。やはり10年以上のスパンがかかるかと思います。なぜかという、この人だからみんな協力する。ということは、この人だからというようなどころまで行くためには5年10年かかってしまうんですね。1年や2年ではできないと思います。ずっと地道な活動の中で、さっきも言っただけども、共益を考えている人なんだとみんなから認知されない限り、やるべと幾ら正論を言ってもなかなか人は動いてくれないと思いますので、今からリーダーの育成、確保、人材の発掘、これを十分、今回を契機にして進めていただきたいと思います。

次に、時間がありませんので、健康維持と健康寿命延伸策はというところの再質問に移りますが、31年度からはワンコインでのがん検診というところで、非常に前向きな事業だなと思いますが、一つ、このことによっても検診の受診率向上という結果になるかと思いますが、現在における舟形町の検診の受診率、これはどのくらいなのでしょう。

町長 受診率についてはちょっと数字を持っておりませんので、健康福祉課長がわかれば答弁していただきたいと思います。

健康福祉課長 検診ということですがけれども、がん検診ということでお答えしますがけれども、胃がん検診が25.3%、肺がん検診が40.8%、大腸がん検診が34.5%となっております。これは29年度なんですけれども、29年度は子宮頸部がん、乳がん検診がございましたので、29年度のデータはございません。

それから基本健診ということで、身長、体重、メタボ健診といたしますけれども、それらの基本健診等につきましては、正確な数字ではないんですけれども、担当者に確認したところ、55%という数字になっております。

以上です。

5番 やはり早期発見というのが一番のポイントになってくるかと思しますので、この受診率の向上というところが一番のポイントになるかと思しますので、今回、ワンコインというような事業を取り入れながら、もっともっと受診率向上に向けて頑張りたいと思います。

次ですけれども、片一方では食事が欧米化になってきたということもがん発症率の増になった原因ではないかということも言われておりますが、この食生活、日本食というところがすごく大事なところでありますが、この点についての町の進め方はどのようなことを行っているのか、お聞きしたいと思います。

町長 現在、食生活改善協議会のほうで、まず減塩に伴うということで、減塩運動を進めております。その中でも、私も年1回、食事会に呼ばれまして、そのつくられたものを食べておるんですが、大変ボリュームのあるものであります。そういった中には、必ずしも和食と限ったものでもなく、洋風の献立もありながらということでもありますので、その点については、おいしいと感じられる中で健康的な食べ物ということなのではないかなと思います。

あと気をつけなければいけないのは、乳幼児等がスナック等の食べ過ぎによるというものが多く見られると思しますので、そういった際については妊婦健診とか何歳児健診とかの段階でもしっかりと子供たちにしっかりとしたものを食べさせなければいけないんだというふうな親御さんのほうの教育も進めていかなければいけないと思っておりますし、そのように指導しているところでございます。

5番 食事というところに質問したのは、何年前ですけれども、竹井真澄さんという方を舟形町中央公民館に呼びまして講演をしていただいたことがあります。というのは、この方がなぜよかったのかというと、一つが、日本の場合、食品添加物が二百何十種類あるというところで、非常にこの人はそういうものは使うなという方でありまして、どうも日本のそういうふうなメーカーから嫌われまして、日本では活動しておりません。今現在はフランスのパスツール研究所ですか、そこに行って研究しているようではありますが、彼女が言っているのは発酵食品を食べると、大豆を食べると、かつおぶしとか煮干しを食べるとか、そういうような感じですよ。そういったところの講演会というの、私も余り興味ないんですけれども、聞いていてすごくわかりやすい講演でありました。ぜひとも、こういうふうな講演会を年に1回ぐらいは開催しながら、少しずつ時間をかけて意識を変えていくというか、健康のための食事というところに目を向けさせるというのも一つの方法かと思しますので、町のほうでぜひともそういうふうな病気にかからない食事というふうなタイトルで結構かと思しますので、講演会等を開催していただければいいなと思

いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 大変重要なご提案をいただきましたので、やはり食べることで体はつくられますので、そういう意味でそういう研修会等を開くように努力してまいります。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6番齋藤好彦議員。

6番 おはようございます。

私からは、さきに通告を申し上げました3点についてご質問させていただきます。

まず初めに、「第7次舟形町総合発展計画の構想は」と題してご質問いたします。

舟形町総合発展計画の第6次基本計画も最終段階に入り、残り1年となり、新年度は第7次計画策定の年になります。第6次の後期には国の提唱による地方版総合戦略の策定を行い、急激な少子高齢化に立ち向かう施策を実施いたしました。目に見えた効果は出せずに終わろうとしております。

また、町長の交代もあり、日々変化する情勢に基本計画の見直しなどの必要性を感じました。加えて、昨年度は大規模な災害に見舞われ、当初の計画に及ぼす影響は大なるものがあつたものと感じており、新たな計画策定の礎にすべきと思います。

このような経過を受け、元号が新たに移り変わる向こう10年間の舟形町の将来像を見据え、どのようなまちづくりを目指し、さらにはどのようなビジョンを描いているのでしょうか。

第7次舟形町総合発展計画の基本理念、基本構想、実施計画と策定に向けた取り組み体制などについて、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「教育無償化政策の検討状況は」と題してご質問いたします。

昨年12月に、政府では教育無償化の関係閣僚会議が行われ、幼児教育・保育の無償化と高等教育の無償化について決定されました。2月には、子ども・子育て支援法の改正案も閣議決定し、具体化され、本年10月からの実施に向け、進められております。

本町の検討状況と実施に向けた具体的な取り組み策などについて、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、「今後の臨時職員の給与体系は」と題してご質問いたします。

新元号2年度からの法律改正により、地方公務員一般職非常勤職員の給与体系が会計年度職員に移行することになります。改正に伴い、賞与や退職金の支払いの是非が問われることになり、予算編成上大きなウェイトを持つ人件費に影響を与えることになります。

法改正が2年先とはいえ、本年度中に明確な給与体系を示すことで、優秀な人材確保、職員の意識高揚につながるものと思います。新たな給与体系について、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番齋藤好彦議員の「第7次舟形町総合発展計画の構想は」についてのご質問

にお答えします。

当町においては、平成22年3月に、平成22年度を初年度とする舟形町総合発展計画を策定し、将来像に掲げた「出会い ふれあい 支え合い～新たな「結い」の創造～」の実現に向け、「安心して暮らせる住みよいまちづくり」、「産業の振興と地域が活性化するまちづくり」、「子育て・健康・教育の充実したまちづくり」、「互助・共有・自立による協働のまちづくり」の4つの基本目標を設定し、各種施策に取り組んでまいりました。

このたび、現総合発展計画の計画期間が平成31年度に終了を迎えるに当たり、これまでの取り組みの成果や残された課題等を明らかにし、今後のまちづくりに生かしていくため、現在、まちづくり審議会において計画に位置づけた施策等について分野ごとに検証を行っていただいているところであります。

検証に当たっては、平成27年に行った前期計画の検証結果も鑑みながら、分野ごとに担当課が整理したこれまでの取り組み状況や成果、課題について評価をいただくとともに、今後の方向性についてまとめていただいているところであります。

まちづくり審議会からは、これまでの検討を踏まえて、3月25日にご提言をいただくこととしておりますが、これまでの経過を見ますと、高齢者の生きがいづくり、子育て支援についての議論が多くなされ、重要性の高さがうかがえます。

また、今年度、各町内会単位で地域づくりワークショップを開催しておりますが、そこでつくられた町内会ビジョンを見ますと、地域活動の維持、つながり・助け合いの醸成、安心安全な地域を目指すことについて掲げている町内会が多いようです。これらにつながる各種施策については特に重点的に取り組む必要があるものと考えております。

今後は、町民の方を交えた策定組織を立ち上げるなど、皆さんの思いを形にできる体制をつくり、第7次総合発展計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

現在、「住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形」を目指し、各種施策を展開しておりますが、10年後の舟形町をこんな町にしたいという設計図と夢は、ここに住んでいる皆さんと一緒にやってつくっていく必要があると考えております。

次に、「教育無償化政策の検討状況は」についてのご質問にお答えします。

幼児教育の無償化については、新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、少子高齢化という国難に正面から取り組むため、ことし10月に予定されている消費税率の引き上げによる財源を活用し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換するもので、これまで段階的に推進してきた取り組みを一気に加速させ、現行の子ども・子育て支援制度（以下「新制度」という）の幼稚園、保育所、認定こども園等の3歳から5歳までの全ての子供及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について費用を無償化し、新制度の対象とならない

幼稚園、認可外保育施設等の利用者へは給付制度を創設するものです。なお、保護者から実費で徴収する費用、例えば通園送迎費、食材料費、行事等費は無償化の対象とはなりません。

さて、本町における幼児教育無償化に向けた取り組みですが、10月以降の保育料については国の方針に沿う形で、3歳から5歳までの児童、ゼロから2歳までの住民非課税世帯の児童の保育料は無償化することとし、今後必要な条例改正を行います。また、町外の幼稚園、認定こども園等を利用している児童については、舟形町ほほえみファミリーサポート給付金交付要綱を10月までに改正し、無償化に備えたいと考えております。

高等教育につきましては、高校を卒業してからの教育を指し、大学・短期大学や専門学校などが対象となっております。これらの施策の背景には、最終学歴によって平均賃金に差があり、また低所得の家庭の子供たちは大学への進学率が低いという実態がございます。低所得世帯の子供であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより急速な少子化の進展への対処に寄与するため、支援が必要な低所得世帯の子供に対して、①授業料及び入学金の減免と②給付型奨学金の支給をあわせて措置し実現するための法律案を現在開催の通常国会に提出し、2020年4月導入予定に向け制度化するとともに、現在、独立行政法人日本学生支援機構により行われている給付型奨学金を大幅に拡充する等の措置を講ずるものです。

現在、舟形町では、大学・短期大学及び専修学校に進学する学生を対象に、舟形町教育振興修学資金の貸し付けを行っております。さらに、地元への回帰、定着を促進し、町内の産業界を担うリーダー的人材を確保するため、町修学資金の貸与者で進学前に認定を受けた方が卒業後6カ月以内に県内に居住し、正規雇用として3年以上継続して支援対象の産業分野に修業する方に対し、山形県と連携して奨学金の返還を支援する支援額最大124万8,000円の山形県若者定着奨学金返還事業を平成27年度から実施しているところであります。

次に、「今後の臨時職員の給与体系は」についてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、2020年4月より地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、会計年度任用職員制度の導入が義務づけられます。これは、地方公務員の臨時・非常勤職員が全国的に増加しており、各地方公共団体の取り扱いが統一されていないことから、国では今般の改正により今後の制度的な基盤を構築することで臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保するために、会計年度任用職員制度が導入されるものです。

この会計年度任用職員制度については、町では県主催の制度説明会にも参加し、町として関係課長等を対象とした改正に伴う勉強会等を実施しながら、制度について理解を深め、議員ご質問の賞与や退職金の取り扱いなども含めた制度設計について検討しているところであります。

また、これにあわせて、現在採用しております臨時・非常勤職員の業務内容や業務量等についての点検を実施しており、今後の配置のあり方や業務内容について精査しているところであります。

ます。

一方で、そうした会計年度任用職員制度の検討とは別に、町として人材の確保面や業務スキルの向上のために改善を進めております。まずは、平成29年度に保育園運営業務を社会福祉協議会に業務委託し、保育士を社会福祉協議会の正規職員として採用したことは、身分を保障することで保育士が園児の将来を見据えたかかわりの環境が確保でき、保育の質の向上にもつながる環境を整備したところであります。

また、新年度については、学校業務員、調理員について、身分の安定確保、待遇改善を図るため、舟形町振興公社の正規職員として採用し、教育委員会に出向させ、学校現場での業務に従事してもらう方向での予算案を計上しているところであります。

このように、身分保障することでの人材確保はもとより、職務に専念できる環境の確保、継続雇用で経験を重ねることでの業務スキルの向上にもつながっていくものと考えております。

なお、議員ご指摘のとおり、現状を会計年度任用職員制度に移行した場合は、これまで賃金として支給していたものが給料または報酬となり、人件費に加算されるため、義務的経費がかさむなど、予算に一定の影響を与えることは必至であります。前述しましたとおり、現在、業務内容や配置について点検整理中であります。具体的な制度の姿については、県や近隣市町村の状況を参考にしながら整備し、31年度9月定例会を目途に関係条例を上程したいと考えているところであります。

6番 それでは、二、三、再質問させていただきたいと思えます。

まず初めに、発展計画のほうからでございますが、先日、4日月曜日、国の参議院の予算委員会の中継を見ていたところ、そのやりとりの中で、ある先生が安倍総理に20年後の日本はどうかと考えますかという質問がございました。安倍総理は、高齢化が進み、今以上に高齢化社会になっているであろうというような発言はございましたが、東日本大震災から8年になろうとしております。あした何が起こるかかわからない、今、世の中でございますが、20年先なんか誰も予想がつかないと思えますが、町長は20年先の舟形町はどのようにになっているか、私見で結構でございますので、お答えいただきたいと思えます。

町長 全くの私見でございますが、一つは高齢化は進んでいると思えますし、一定の人口減少はあるものだと思います。しかしながら、今の施策を進めていく上で、今後20年間は舟形町の町民は生き生きとして元気な生活をしているというふうには私は想像をしているところでございます。また、そのようにしていきたいと考えているところでございます。

6番 わかりました。昨日、この答弁書をいただきましたが、非常に残念に思っているところでございます。というのは、私が壇上から先ほど質問申し上げました第7次計画の基本理念、基本構想、これに全く触れていないと私は思っております。今、町長が20年先の私見ということでさまざまおっしゃっていただきましたが、その考えがあるのであれば、なぜこの答弁書にその町長

としての町民のことを考えた将来像を描いて基本理念なり基本構想が描けないのか、改めてお伺いします。

町長 そのことについては、答弁の中でお答えすることは可能ですが、前の奥山議員の質問にもお答えしましたとおり、今、各町内会においてワークショップを開催したりしております。その中で町内会ビジョンであったり、その中で出てくるいろいろなことを取り込んで、その姿を出すべきだと思っております。したがって、私の理念を押しつけるような形での基本計画の基本構想の策定というよりは、私はこう考えていますという一人の意見として出して、それを皆さんの意見とあわせた中で新たなまちづくりの目標、将来の姿というものをしっかりと出していったほうがいいのかということで、斎藤議員にはがっかりさせてしまいましたけれども、そういう思いであえて書かなかったということでご承知いただければと思います。

6番 たとえ、まちづくり審議会に委ねているにせよ、今、町長がおっしゃったようなことが頭の中にあるのであれば、町の町長として、トップとして、自分の考えをここに出していただきたかったんですよ。もしあるのであればね。言っているからあるんでしょうけれども。なければ、理念なり基本構想がないのであれば、この答弁書にそういうものはありません、後で答弁します、そういう表現をしてほしかったんです。何もない、何といたしますか、総体的な総花的な答弁では何も私の質問に答えていないと思うんですよ。今、町長も大変申しわけなかったという話もございしますが、そういうことではなくて、先ほど一番冒頭に申しあげました20年先のことが少々頭にあるのであれば、私は書くべきだと思います。町長の私見でもいいですから書くべきだと思うんですよ。そのあたり、もう一回お伺いします。

町長 まちづくり審議会だけに丸投げしているわけではございませんで、まちづくり審議会のほうには第6次基本構想の総括をさせていただいているということでもあります。その中で見えてくるものについても、まちづくり審議会のほうからご指摘をいただければと思っておりますし、この10年後のあるべき姿といたしますか、舟形町のあるべき姿、目指す姿というものについては、やはり私だけがするものでもないですし、職員を含めた町が考えるものではなくて、町民と一緒にやってこういったものをつくっていくべきだという私の考えでございますので、あえて書かなかったということにご理解をいただければと思います。その点については、私が言ったことでそれが後々重く受けとめられてしましまして、非常に自由な発言なり考え方を束縛するようなことのないような、そういうものの中で議論を進めていきたいと思っておりますので、その点についてもご理解をいただければと思います。

6番 最終的には、ここに答弁にありますように町民が一緒になって考えていく、それが当然、最終着地だと思いますが、その前に私はトップとしてのある程度の考え方があっていいものだと思うんですよ。答弁書に、町長としての私見です、こういうものをつくっていききたい、こういう格好になってほしいというような、そのあたりの答えといたしますか、それがここにあって当然し

かるべきだと私は思って、さっきから言っているわけですが、そういう考えであれば、わかりました。

ただ、この中で、今、答弁の中でまちづくり審議会だけじゃないという話でございしますが、この答弁書が私が見る限りではまちづくり審議会、あとワークショップ、それしか出てこないわけですよ。そこから何らかの形で第7次に引っ張っていかうとしている、そうしか見えないんですよ。それではまずいんじゃないかなと。ある程度一本の線があって、町長の考えがあって、それにまちづくり審議会なり、ワークショップなり、総合戦略推進会議なりの結果がついていって、その後にみんな町民が一丸となって組織を立ち上げて、その計画づくりをしていくのが一番ベターではないかなと思っているんですが、ちょっと質問を変えます。

それでは、まちづくり審議会だけではないということですが、先日の新聞に舟形町総合戦略推進会議の検証の記事がございました。内容を見ますと、余り結果的に進展していないといえますか、余り評価はよくなかったようでございしますが、この検証結果についても第7次の計画に反映させていくと思いますが、この結果を受けてどのような形で反映させていくおつもりですか。

町長 総合戦略につきましては、地方創生交付金をいただくための計画書ということでありまして、そういった計画書をつくってあれば地方創生交付金の対象にしますよということでありました。したがって、かなり無理な計画というか目標数値になっている場合もございまして、本当にこのことが要るのかという思いの中でもございました。そのことについて、確かに目標として必要な部分、それからさほどそれでもないのではないかという思いの中でありまして、その点についてはしっかりこの部分は採用する、この部分は要らないのではないかというふうな思いの中で、そこら辺のところをそんたくしながら総合発展計画のほうに活用させていただければなと思っております。

6番 今の町長の答弁ですと、余りこれについては、第7次には活用しない、反映させないというふうに聞こえてくるんですが、今の表現ですと、ちょっと余り表現的によくないんじゃないですか。金をもらうためにこの推進会議をやったというような表現はまずいんじゃないかと思えます。せっかくこの委員の方々がさまざまな貴重な意見を出して、町の方向性なり今後の産業等について意見を出し合っているわけですから、それを検証した結果が出ているわけですから、これを十分に第7次のほうに反映させるべきかと思えます。金をもらうだけの会議だという、その表現は非常にまずいんじゃないかと思えます。

それで、この検証結果の中でさまざま書いてございしますが、委員の方々からは人口増よりも交流人口拡大や住民の生活を豊かにすることに力を入れていきたいと、あと舟形版の経営組織を検討していくことが必要だと、こういう重要な意見がございまして、金をもらうための総合戦略会議ではなくて、このあたりの意見も踏襲する必要があると思っておりますが、再度お伺いします。

町長 そのとおりだと思います。実際、地方創生交付金についてはいろいろ申請もしておりますが、地方創生交付金をいただいている事業としましては、先ほど奥山議員の質問がありました持続可能な集落機能構築の事業ということで、ワークショップ等の事業が地方創生交付金としていただいている主な事業になります。そういったところで、いろいろな拠点整備とかあるんですが、残念ながらその点についてはまだ採択を受けていないという状況がございます。

また、先ほどおっしゃっていましたが総合戦略会議の中でのご意見というものについては、議員さんもおっしゃるとおり、しっかりと受けとめて第7次の基本構想、基本計画のほうに反映させていきたいと思っております。

6番 今、町長の答弁の中でワークショップの話が出ましたが、先ほど奥山議員からもございましたが、町内会ビジョン、これも答弁書の中では7次のほうに反映させるという話でございますが、この町内会ビジョンをどのような形でこの第7次に取り込んでいくのか。これが2年間、もっとワークショップを充実させて、その後にはこの第7次に反映できないかと思っております。前年度まで終了した町内会ビジョンをどんな形で具体的に第7次の計画のほうに取り組んでいくお考えなのか、お伺いします。

町長 29年度の地域アンケート、さらには今年度実施しました町内会によるワークショップ、その中の町内会ビジョン等についていろいろな意見が出ておりますので、それを事務局のほうで今集約しております。それらをもって今後、答弁のほうにも申し上げておりますが、計画策定委員会ということで、基本構想の計画策定委員会を立ち上げるというふうに思います。その中で、さまざまなご意見の中で、町がしなければいけない現実的な部分と、それから町がこれから町民の方に見せる夢、こういう世界をつくっていきましょうというものの姿というものをそれらを参考にしながらつくっていくというふうに考えているところでございます。

やはり今後、大事なものは舟形町の子供たちがしっかり育てていただいて、舟形町に戻ってきていただいて、舟形町の担い手となってもらうことが一番重要だと思いますので、そういった子供たちの意見も聞きながら、ぜひ7次の基本構想については、みんなが意見を出し合った基本構想になればというふうに思っているところでございます。

6番 今、策定組織のお話が出ましたが、今回の31年度の当初予算に総合計画発展策定事業ということで180万ほど予算化してございます。今、町長の答弁がございましたその策定組織にかかわるものだと思いますが、町民の方々を交えた策定組織について、組織の具体的なあり方、体制、構成メンバーをお伺いします。

町長 現在、まだ具体的な構成メンバー等々についての考え方は詰めておりません。今後、来年度の予算編成後に、徐々にそういったものについての詰め方、あり方等について検討してまいりたいと思っております。そういうところについては今のところそういう状況でございます。

6番 まだ全然考えていないということでございますが、180万という数字が出ているわけです

から、この180万の積算根拠があると思います。それがなければ180万が積み上がってこないと思いますが、今、全然その考えがないというのはおかしいかと思ひます。

それでは、この計画策定における、全然考えがないということでございますが、今後の計画完了までのタイムスケジュールといいますか、そのあたり、どのようにお考えですか。

町長 タイムスケジュールにつきましては、31年12月には議会のほうにお示しをしたいと思ひしております。と申しますのは、32年度から第7次の基本構想に基づくまちづくりがスタートします。ということは、32年の予算にその内容が一部なり反映させないとスタートしていないこととなりますので、目途としましては12月の定例会の前に議会の皆様に周知できるようにということでのタイムスケジュールは持っているところでございます。

6番 何か考え方と計画がちょっと逆になっているんじゃないかと。先ほど言いました180万は積み上げになっていて、31年12月末まではでかしたいという考えがあつて、そのもととなる組織のメンバーなり、どういう体制でやっていくとか、全然ないというのはおかしい話ではないでしょうか。それがあつて、組織があつて、これだけの経費がかかります、180万計上しますよ、これが順々と計画を達成に近づけて31年の12月議会に上程しますという話ならわかりますけれども、ちょっと考え方が逆じゃないかなと思ひんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

町長 全くないわけではございませんで、積算も10年前の第6次の基本構想、基本計画をつくる際を参考にさせていただきながら予算を組んだところでございますし、その主な構成メンバー等についての話もと行われております。ただ、まだ具体的にこの方この方ということをお示しするものが今のところはないということでもありますので、しっかりタイムスケジュール等も組んでおりますので、その点については折々とお示しできるのかなと思ひます。

6番 私が言いたいのは、誰々さん、名前を挙げてほしいというのではなくて、こういう分野からとか、こういう組織からとか、そういうメンバーでやっていきたいと、そのあたりを聞いたかっただけです。31年の12月議会に上程するという、そこまで数字が出てきたわけですので、これに向けましてしっかりした計画策定の体制に期待をいたしまして、次の質問に移りたいと思ひます。

次に、無償化の件でございますが、本町では10月以降、保育料を無償化すると答弁書にあります。また、町外の幼稚園、認定こども園につきましても、現行のほほえみサポート給付金で対応したいという明言がございます。このことについて、保護者の方々への具体的な処理等々についての周知は、いつ、どのような形で行う予定でございますか。

町長 先ほどの質問の中で、議会のほうにお示しをするということで、上程ということではなくて、法律が改正されまして、発展計画、基本構想等については議会の議決を要しないということなんだそうです。したがって、全協なりなんなりでその内容をお示しするということでもありますので、そのようにご理解いただければと思ひます。

それから、無償化の件については、基本的には4月の入所説明会等々で説明していきたいと思いますが、問題はやはり国からの無償化のための資金というものについて、交付税の中で入ってきて、一方では消費税の増税分のやつも歳入のほうに入ってくるという中で、どのぐらい実際に来るかということについても、補助金でないのだからわからないところもあるんですが、そういったものを注視しながら、さらには郡内、県内の状況を見ながら、その対応をしていきたいと思えます。

先ほど答弁で申し上げました無償化の部分については間違いないんですが、その他のかかる経費等についての問題もございまして、それらの状況についてもしっかりと町のほうでは子供たちを支えていきたいという思いはありますので、そこら辺を郡内とか県内の状況を見ながら対応してまいりたいと思っているところでございます。

6番 その点は周知徹底、よろしくお願ひしたいと思います。本町では、これまでほほえみファミリーサポート給付金という形で、他町村に先駆けまして、人口流入増加策といいますか、子育てするなら舟形へと、そういう事業展開をしてございました。今回この無償化によりまして他町村との格差がなくなったわけでございますが、今後このファミリーサポートにかかわる他町村との格差政策といいますか優遇政策といいますか、そのあたりお考えでしょうか。

町長 先ほども申し上げましたとおり、その他にかかる経費、例えば食材費等、要は給食にかかるもの等についての考え方もあるんです。そこら辺についても、先ほど申し上げましたとおり、どのように対応するかということについては郡内なり県内なりの状況を見ながら、町としてできるだけ支援をしていきたいという考え方もありますので、ファミリーサポートの後継ですぐにこうするということについては今のところ持ち合わせておりませんが、内部の中で今検討しているという状況であります。

6番 それでは、高等教育でございますが、高等教育につきましてもさまざま国のほうで検討されてございますが、給付型奨励金の拡充に向けて検討されております。これが実現した場合に、今、本町でやっております修学資金制度とのかかわりでございますが、これはどのように整理するお考えなのか、教育長、よろしくお願ひします。

教育長 本町で行っているのは、一つ貸与型ですよね。これが本町独自のものがございます。それから、国でやっているのが給付型ということで、これから広がっていくわけですが、これは貸与と給与を一緒にしても構わないという方針が出されるようでございますので、我々もそういった国の動向を見ながら、今、山形県と一緒に返還を免除しているわけです。そのあたりをちょっと精査しながら、現在の段階では両方並行してやっていっても今のところ大丈夫なんじゃないかなとは思いますが、なお県のそういった方針といろいろ助言を受けながらやっていきたいと考えております。

6番 県とか他町村の情報をキャッチしながら、不公平感を出さないような形で対応をお願いし

たいと思います。

最後になりますが、臨時職員の給与体系の件でございます。この件につきましては、1年前に1番議員から質問がございました。その後、午後からまた1番議員が質問されますので詳しくは申し上げませんが、1点だけ、本年9月をめどに条例改正したいというご答弁がございました。現状の会計年度任用職員に現状で移行した場合に、人件費的にどれくらいかさむ試算をしておりますか。

町長 試算はしていないようでございます。以上です。

6番 わかりました。それでは、時間もないのでこれで終わりますが、ここに9月をめどに条例改正をしたいというご答弁がございましたので、早期の制度内容の開示をいただきまして、スキルアップに期待をいたしまして、質問を終わります。

議長 以上をもちまして、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

3番 「産業振興を強化し経済効果を」と題して、質問いたします。

舟形町総合戦略は、第6次舟形町総合発展計画を補完するものとなっておりますが、目標年は平成31年となっております、ことしが最終年になります。具体的施策に、農林水産業の振興に加え、商業、企業誘致、観光振興が示されています。地域経済を活性化するにはどれも欠くことのできない重要な施策です。町長は、総合戦略による施策を重点的かつ地道に続けることが大切であると認識されているとのことですが、まだまだ見えない部分もあると感じております。

成長が期待できる産業の中で、観光事業が成長の星であり、筆頭に位置していると言われております。各自治体も深く関与しているのが実態だと思います。今ある観光資源をどう生かし、経済効果に結びつけていくのか、町長の考えをお伺いします。

また、企業誘致は広域的な促進に努めるとのことですが、町独自に誘致の考えがないのか、お伺いいたします。

町長 それでは、3番石山和春議員の「産業振興を強化し経済効果を」についてのご質問にお答えします。

舟形町総合戦略において、施策体系の1「舟形町で「働きたい」～魅力ある“しごと”を創る～」の具体的施策の展開中、2)に「観光を軸とした、地域内経済循環の仕組みづくり」という項目があり、その中に主な事業として3つの項目を掲げています。①観光客が町内観光を楽しむとともに、地元を経済的効果を生み出せるように循環の仕組みを整備します。②観光資源の磨きあげとともに新たな魅力を創出して、観光地としての魅力の向上を図ります。③自然、文化、

産業等を活かした体験型メニューを開発するとともに、交流人口の増加を図ります。

さらに、町の観光資源としては、舟形若あゆ温泉あゆっこ村などの観光保養施設、国宝土偶縄文の女神や猿羽根山地蔵尊などの歴史文化名所、清流小国川の鮎やブナ林などの豊かな自然、鮎釣り大会や若鮎まつりといったスポーツ・観光イベントなど、多くの素材があります。

観光資源を活用するための情報発信などについては、縄文の女神を活用し、今年度、観光プロモーションバッグを作製しました。表紙に縄文の女神を配置し、裏面には町の位置を示す地図やアクセス、農産物等の特産品を掲載しているものです。来客時の資料入れや、特に県外において町のPR、情報発信として利活用していきたいと考えております。

これは、縄文の女神の全形と出土地や年代のデータを掲載することで国宝の土偶が出土した町として観光客の増加を期待しているほか、農産物では、米、鮎、マッシュルーム、トマト、アスパラガス、キュウリやネギといった特産品を掲載して販路拡大による経済効果を期待するものです。

また、町のキャッチフレーズを「若あゆと古代ロマンの里」から「縄文の女神と若鮎の里」に変更しました。世田谷区や港区との都市交流などで使用するのぼり旗を一新し、今後のイベント等に活用し、観光振興に活用することとしています。これも交流人口の増加、農産物の販路拡大を結びつけるものと考えております。

また、東京国立博物館特別展で縄文の女神が展示されたことをきっかけとして、博物館で販売していたグッズを参考にして、縄文時代を象徴する黒と赤を背景に2種類の縄文の女神のクリアファイルを作製し、温泉と物産センターで販売しており、観光資源を活用した取り組みとなっております。

経済効果に結びつけるための施策として、世田谷区民まつりや港区における全国交流物産展in新橋、東麻布における夏祭りやかかしまつりに参加し、米や焼き鮎などの町の特産品を販売して発展的に町への集客を図り、経済効果に結びつける都市交流事業を実施しております。

また、昨年度、舟形若あゆ温泉の大規模改修を実施しております。今年度においても大広間の改修工事を行い、観光施設を整備して施設利用による楽しみや癒やしを提供するとともに、交流人口の増加、施設内における加工品の販売といった経済効果を期待するものです。

平成31年度当初予算では、観光物産センターを核としためがみちゃんの駅長構想や縄文の女神のペーパークラフト開発など、新規事業を予算化しております。議会のご理解をいただきながら具現化して、新たな魅力を創出し、経済効果に結びつけていきたいと考えております。

しかしながら、さまざまな事業を実施しながらも、現在においては経済効果として即効性を期待することは難しいと考えており、長期的な視点で継続的に取り組んでいく必要があると考えております。大切なことは、観光資源を活用して経済効果に結びつける行動を起こすことで、きっかけづくりは行政としても、行動の主体は商工業や農業などであると考えております。行政や

観光業に携わる者だけの課題とせず、全町的な広がりによる取り組みが必要だと考えております。具体的な取り組みについては、研修会の開催や関係機関からの助言や支援をいただき、検討していきたいと思っております。

次に、企業誘致について、町独自に誘致の考えがないのかとの質問でございますが、町総合戦略では観光分野と同じ施策体系の1の中に、4) 周辺地域と連携した企業誘致の促進を掲げており、主な事業では、町内企業の規模拡大等への支援と雇用助成の実施、新庄中核工業団地等への企業立地支援と雇用助成の実施、若者や女性が能力を活かすことのできる企業誘致の推進としているところであります。

企業誘致の施策につきましては、これまでも人脈を生かしながら、舟形で起業していただけるよう努めていきたいと考えているところでございますが、一方で、これを実現するにはかなり難しいだろうと、雪の降るハンデをもって進出いただける企業があれば連れていきたいとも申し上げておりであります。まだまだ実現に至っていないのが現状であります。引き続き、さまざまな機会を通じて誘致を図っていきたいと考えております。

3番 産業振興策については、これまでも何度も質問がなされております。町民の生活を守り、豊かな舟形を目指すには、何といたってもやはり経済施策だろうと私は思っております。農業振興では30年度、新規に中古農機導入促進事業や衛星システム開発事業が生まれ、継続事業でも産地パワーアップ事業、経営体育成支援事業、農業農村整備事業など、積極的に取り組まれていることは高く評価すべきと思っております。

また、昨年8月の豪雨災害では、農地の復旧にいち早く対応されたことは、農家にとって大きな励みであり、農業に対する意欲を湧かせるものだと思います。しかし、いまだ復旧が終わったわけではございません。

町長は、先ほども挨拶の中でありましたけれども、これからしっかり取り組んでいくということを言われましたけれども、まずこの点について町長の考えをお伺いいたします。

町長 災害復旧費につきましては、15億2,500万円を計上しながら復旧復興に努めてまいっているところでございますが、まだ全体の農地の場合にしても30%、31%ぐらいしか復旧されておられません。残りの69%は31年度になるものと思われまます。しかしながら、このことについてはしっかりと対応していきたいと考えておりますので、ただ、挨拶の中でも申し上げましたが、農家の災害における減収ということもありますので、やっぱり農業経営のもうかる農業への移行なり、そういったものについてもしっかりと指導していけるような、そういう対策をとっていきたいと考えているところです。まずは農家の支援、さらに公共土木関係、林道の災害復旧、これらのことをしっかりとやっていきたいと思っております。

3番 農家にとりましては、この災害復旧というのは非常に大きな負担になるということを考えれば、今、町長がおっしゃったように積極的に取り組んでいただくということは非常に大事なこ

とだと思しますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

2月20日、総合戦略の推進状況の検証が行われたようですが、先ほども質問がございましたけれども、委員からはどのようなご意見が出されたのか。厳しいご意見が出たという話は伺っておりますけれども、どのような意見が出されたのか、お伺ひいたします。

町長 ちょっと最初に、災害の関連のお礼も兼ねてですが、一つは、先日、国会議員のほうから連絡がございまして、舟形町につきましては公共土木、そして農業関係の災害について局地激甚の指定を受ける見込みだということで連絡がございました。両方、その局地激甚の指定になるというのは県内で舟形町だけでございます。その結果、公共土木については、通常66%の補助が87.4%、それから農地については50%のところ97.4%、それから施設については65%のところ99.4%まで上がるということで、補助災害については非常に町の持ち出しが少なく済むという状況になっているところでございます。

ただ、農林災害でいきますと5億7,000万円ほどの農林災害がございまして。そのうち補助事業というのが約2億円ほどで、2億7,000万円ほどが単費のほうになります。その単独について、町のほうでは施設が90%、農地については100%の補助をしながら、この補填についてしっかりと来年度も実施していきたいという考えでございまして。

局地激甚の指定につきましては、冒頭でも御礼を申し上げましたが、議運の皆様方、さらには伊藤県議のほうからも同行していただいた結果だというふうに御礼を申し上げたいと思ひます。

総合戦略会議の意見等についてのコメントにつきましては、まちづくり課長から答弁させていただきたいと思ひます。

まちづくり課長 総合戦略会議における意見等ということでございますけれども、多くの意見をいただいた中で、代表的なものを申し上げたいと思ひます。

まず、定住移住関係でございましてけれども、40年後に住んでいたいという方々がある一方で、こういった定住に対して引っ越す予定はないのに、40年後、これからこっちに帰ってきたいという方々に対して、実際に帰ってこられない要因というものを実際に洗い出してほしい、それが非常に大切なことだというふうな意見をいただいております。

そのほかに、今住んでいる人の意見、例えば女性の意見というものを大切にさせていただきたい。それから、孫プロジェクトのような取り組みを将来に向けて続けてもらいたい。所得が上がる仕組みが必要だ。多様な主体で連携が必要だ。ぜひこのような会議を続けてほしい。それから、仕事は町外でも住むのは舟形とか、舟形に住みたいといった魅力が必要であると。それから、人口減少はなかなかとめられない、町内会のワークショップを今開催しているというのは大変よいことだといった意見が出されております。

一例を報告させていただきたいと思ひます。以上です。

3番 総合戦略の中にはK P I というものがございました。そのような指標というのは出された

のか、出されていなかったのか、その辺お聞きしたいと思いますけれども、これは答弁書にもありますように、施策体系1についてだけで結構ですのでお伺いいたします。

町長 当然K P I のことが総合戦略の中では議論されますので、その点についてK P I の指標を出しながら、現在の状況を報告し、議論としたものでありますので、資料は提出しております。

まちづくり課長 K P I の指標については、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

指標の1だけでというご指定ですので、指標の1につきましては、「舟形町で「働きたい」～魅力ある“しごと”を創る～」という項目でございます。この大きい項目の中では、町内従業者数（民営事業所）の項目になっておりまして、現状値から50人増ということでございます。現状値については、平成24年度1,751人から50人ふやすということございましたけれども、この数値については数値を調査中でお示しできなくて、ご意見、ご指導をいただいたということでございます。

それから、重要事業の実績の評価指数、こちらのほうが本来のK P I ということでございます。意欲のある農家、認定農業者数の指標でございます。現状値が平成24年度103人に対しての目標値が現状維持ということで、平成30年の数値としては109人ということでございます。

首都圏等からの新規就農者数、この項目に関する現状値としてはゼロ人、31年度の目標値としては累計で5人の増、これが平成30年度の実績としてはゼロ人ということでございます。

それから、次の項目としては企業等の農業参入、現状値でゼロ件、31年度の目標として累計として1件、平成30年度の実績として1件という累計の実績でございます。

それから、次の項目で木質バイオマス利活用施設等の整備、現状値で2件、31年度の目標値で累計で20件、平成30年度の累計の実績として7件という数値になってございます。

観光入り込み客数、現状値で23万1,200人、これが31年度の目標値としましては、毎年度増加という目標を掲げてございます。平成30年度はまだ年度途中ということもございますので、9月末現在の数値ということでご理解をいただきながら、K P I の数値としては23万8,500人の実績を掲げてございます。

次に、資格取得支援による新規就業者数、現状値がハイフン、31年度の目標値としまして累計で10人、平成30年度の目標達成値の累計として2人。

次の項目になります。起業支援による起業数、現状値がハイフン、31年度の目標値として累計で5件、平成30年度の累計の実績で5件ということでございます。

最後になります。雇用助成制度による新規就労者数、現状値が1人、31年度の目標値で累計で10人、平成30年度の実績でゼロという結果でございます。

これらの数値を提示してございます。以上です。

3番 非常に厳しい数字が出たなと思いますけれども、観光入り込み客数ですか、これが9月末時点で23万8,500人と、こういうことだろうと思いますけれども、これは全ての、例えば若あゆ

温泉とか猿羽根山とか鮎釣りのお客とか、こういうもの全てでこれだけの人数だということだと思いますけれども、若あゆ温泉とか釣り客というものの実際の人数というのわかりますか。

町長 個別の内容については、30年度は今のところ集計していないようでございますが、昨年は災害により鮎釣り客も減ってきているというところもあるかと思えます。29年のほうですと、課長のほうで詳細がわかるということであるようですので、その数字について答弁させていただきたいと思えます。

まちづくり課長 このKPIで報告している数値のもととなっているものは、山形県の観光者数調査、これに基づくものとなっております。これの29年度の数値をご紹介します。

若あゆ温泉のほうですが11万5,100人、猿羽根山公園1万3,600人、アユパーク舟形4万2,300人、長沢の小国川の多目的広場6,200人、産直まんさく3万5,400人。以上5地点を観光者数の調査地点ということで集計をしているものでございます。この内容が報告している数値でございます。21万2,600人、この数字になります。以上です。

3番 ただいま答弁にもありましたけれども、観光客数としてはやはり若あゆ温泉が一番多いということだろうと思えます。答弁にあります、観光を軸とした地域内経済循環の仕組みづくりの主な事業に、農林水産並びに観光振興の業務を担う、これは仮称ですけれども、NPOふながたの創設支援とありますけれども、このNPOふながたというのは創設されたのか、されなかったのか、お伺いします。

町長 されておられません。

3番 されていないということでございますけれども、そうするとNPOふながた、観光物産センターが去年おとしからですか、振興公社のほうで業務をやっていると思えますけれども、この観光物産センターがNPOふながたのかわりにやっているという理解でよろしいのでしょうか。

町長 NPO法人のことに关しましては、どういった目的の中でそれをつくろうとしていたのかということについてはちょっと承知していないところでございますが、まずは例えば観光とか、そういったものを案内するとか、物産について販売するような、そういった母体となるものをつくりたかったということなのではないかなと思えますが、残念ながらそういった母体となるところができていない状況でございます。したがって、駅を新しく改築して、1年は観光協会さんのほう、商工会のほうだっけか——が入っていただいてやっていただいたところがあるんですが、その後、出られるということになりまして、振興公社のほうにお願いして駅の物産センターの運営等々についてお願いをしている現状でございますので、そのNPO法人のかわりなのかというふうに言われると、そこら辺ははっきりしませんけれども、今のところ振興公社のほうで物産センターについて運営をしていただいているという状況でございます。

3番 これまでの答弁でも、この観光事業に関しては関係機関と連携をして取り組んでいくというご答弁をいただいているわけですが、具体的にどういう機関とどのような連携をやって

きたのか、お伺いいたします。

議長 暫時休憩します。

午後1時29分 休憩

午後1時30分 再開

議長 再開します。

町長 どういった連携をしたかということなのですが、関係団体ということになりますと、今、責任といたしますか、その所在のあり方についてどうなっているのか、ある程度私のところでもわからない、ちょっと承知していない部分もあるんですが、観光物産協会というものが立ち上がっております。そこにはヒストリックカーの開催等々についてお願いをしている部分もございます。その他の部分については町の振興公社と協議をしているという現状が今のところあるような状況です。若鮎まつりについては、その他各種団体のほうとあわせて実行委員会を形成しているような状況でございます。

以上です。

3番 さまざまな事業の中で、きっかけづくりはやはり行政としても行動の主体は商工業や農業などという答弁が先ほどございました。私も全くそのとおりだと思います。他町村では町と観光協会が協力しながら取り組んでいるということも聞いておりますけれども、舟形町ではそういう取り組みというのはどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

町長 基本的には若鮎まつりのほうと、先ほど申し上げましたヒストリックカーの主催、開催についてお願いをしているということでございまして、今のところ観光物産協会のほうの中身についても、あえて何か観光事業をするという主体でもございませんようですし、町としては今ある若鮎まつり等々でその実行委員会の中にいろいろな方々を入れていきながら、ぜひその主体となるようなところが出てきていただければと思うところであります。

3番 ぜひ観光物産協会などとも協議をしながら進めていただきたいと、強力に協力をしながら進めていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で縄文の女神のグッズ制作や世田谷区、港区の交流でPRをしているのはわかりますが、確かに宣伝効果はあると思います。ところが、実際来ていただいたときの受け皿というのは果たしてできているのかなというふうに疑問に思うんですけれども、その辺についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

町長 港区のほうではサマースクールという形で東麻布支所のほうで事業を組んでいただいて、町のほうに来ております。その受け入れとしましては、町のまちづくり課のほうの観光で対応しております。世田谷のほうについては児童交流を中心に行っておりますので、今のところ、その受け入れというのは教育委員会が主になっているものと思います。また、その関連団体の関連す

る学校のOBの方々、保護者の方々と交流も進めておりますが、それはそれぞれの長沢地区であったり舟形地区の保護者の方々が独自に行っているような状況かと思っております。

3番 わかりました。先ほど観光入り込み客数で若あゆ温泉がやはり客数としては一番多いというご答弁がございました。やはり若あゆ温泉一帯を観光のエリアとして整備をすると、そしてまだまだこの入り込み客数をふやしていくということが非常に大事になってくるのかなと思います。これはやはり3年や5年で整備できるわけではないと思います、もちろん。しかし、少々時間がかかっても、そういうことをしていかなないと入り込み客数というのはなかなかふえてこないのではないかなと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

町長 一つ、先ほどまちづくり課長が申し上げた点で、私もちょっと疑問に思っているのは、若あゆ温泉の入り込み客数の半分は舟形町民が利用しているというのが現状でございます。その方を観光客として見ていいのかどうか。あるいは、まんさくの利用者について、そこも町内の方も買っている。言ってみれば、新しくできたニコットとまんさくとの違いというのはどこなんだろうなと思いつつながら、その観光客数というものが純然たる数字としてあるのかどうかというものもちょっと疑問に思いつつながら、本来の、やはり町外から来ていただいて、若あゆ温泉であったり縄文の女神であったり猿羽根山の地藏様とかというものを見ていただけるような、さらには若鮎まつりであったりブナ林であったり鮎釣りだというようなものが観光の本当の入り込み客数なのかなとは思っているんですが、いずれにしても舟形町の魅力を発信すること、まず情報発信から始まっていくことが入り込み客数を多くすることだろうと思いつついるところです。

そういった中で、ちょっとKPIの数字は毎年ふえるということなんですが、確かな計測もしない中で毎年ふやすということについてはちょっと数字的に疑問を感じているところもございまして、正規な、もっと正確なもの数字にしていかなければ、本来の観光事業であったりとか観光のことを考える数字になっていかないのではないかなと思いつついるところでございますので、そういった意味も含めてしっかりと情報発信と体制整備をしていきたいと思いつついるところでございます。

3番 この観光事業に関しては、やはりしっかりとそういうふうには、ただいま町長が述べられたように発信をして、一人でも多くの客が来ていただけるようにしていただきたいと思いつついます。

続きまして、企業誘致ですけれども、町単独の企業誘致をする気がないのかという質問をしましたがけれども、私は何百人もの企業を想定しているわけではございません。そういう中で、ただいまの答弁で進出していただける企業があれば連れてきたいと申し上げているという答弁がございました。しかし、来ていただける企業があれば連れてきたいというようなことではちょっと消極的過ぎるのではないのかなと私は思っております。もう少し積極的な働きかけというのはいけないものかなと思いつついますけれども、その辺、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長 舟形町には工業団地等の整備がございません。政策的には、ここに住んでいる人が子育て

しやすいとか住みやすい環境をつくりながら、働く場所は他の市町村でもいいのではないかと
いうところにかじを切っているのが事実でございます。そういった中で、企業誘致を拒んでいる
というふうなことではございません。過去何回か、前の副町長からも頑張っていたきながら、進
出する企業といろいろと交渉させていただきました。ただ、従業員数が150人とか、それを集め
てほしいということになりますと、従業員数を確保するのもかなり難しいということもございま
す。町としては、金山町とか大蔵村でしている貸し工場ということについても検討しながら、ぜ
ひお願いしますということは申し上げているところではございますけれども、一つは場所の問題、
雪の問題、それから人が集まるかという問題等を考慮しながら考えていかなければいけないと思
います。来ていただく分につきましては、本当に町としては全力を挙げて応援をしたいという考
え方しておりますので、まずは積極的な企業誘致をしていないということではなくて、そういう状
況で今いろいろとお願いをしているという状況でございます。

3番 観光産業で全国的に展開しているという企業もあると思います。そういうところと、例え
ば舟形町にはたくさんの観光資源があるんだよと、前から言われているとおりに、猿羽根山はじめ
たくさんあるわけですがけれども、その辺のところの観光資源を全部見ていただくとか、あるいは
コンサル業務をしていただくとか、そしてできればそういうふうな全国展開している企業さんに
来ていただくとか、そういう考えというものはございませんか。

議長 時間となりましたので、以上をもって石山和春議員の一般質問を終結いたします。

続きます、1番伊藤欽一議員。

1番 それでは、私からは2点について質問させていただきます。

初めに、「訪タイミッションの効果は」ということで質問させていただきます。

昨年11月に、県タイ友好協会（会長は寒河江浩二県経営者協会会長・山形新聞社長）が発足
したのを記念し、2月3日から7日の日程で、第1回訪タイミッションが実施されました。「交
流を深めることにより相互の社会の発展に貢献する」が協会の目的とされているようです。

今回の訪問で、ことし11月に仙台バンコク定期便を週3便、約300人乗りの機体での運航を
目指しているとのことですが、今回、森町長は最上8市町村を代表した形で参加しましたが、最
上郡内、特に舟形町にとってのメリットは何か、課題として捉えられたのは何か、今後、訪タイ
ミッションを契機に町長が目指そうとする方向、方針を伺います。

2点目であります。「町臨時職員の賞与支給実施は」ということで質問させていただきます。

平成28年12月、平成29年3月に、臨時職員の処遇について、賞与支給について、質問しまし
た。答弁は、労働条件の向上を検討していきたい、3月定例会では国の説明会後に対処するとの
ことでしたが、その後、どのような話し合いが持たれたのか、また前向きな検討はなされたのか、
これまでの経過と今後の展望を伺います。

町長 それでは、1番伊藤欽一議員の「訪タイミッションの効果は」についてのご質問にお答え

します。

訪タイミッションについては、町がタイ友好協会に加盟したことや山形県町村会で渡航経費を負担することなどがあり、参加することといたしました。訪タイミッションへは、友好協会の会長を務める寒河江山形新聞社社長や武田山形県観光文化スポーツ部長など、総勢49名が参加しました。

タイでの活動内容ですが、タイ国際航空本社を訪問し、副社長と面談いたしました。ここでは、仙台バンコク定期便について、11月か12月から週3便、約300人乗りの機体で運航を予定していることをお聞きいたしました。タイ国政府観光庁を訪問した際は、観光庁総裁より、タイとの友好関係を重視していただいたことに感謝したい、観光のみならず、商業や教育などでも親交を深めたいと、歓迎を受けました。また、カシコン銀行を訪問した際は、経済セミナーが開かれ、タイ国経済の動向などを教えていただきました。夕方からは、在タイ日本大使館の小林参事官、乾一等書記官やバンコク山形県人会の会員などを招いた友好協会主催の歓迎レセプションが開催されました。翌日には、チェンマイ大学が所有する森林公園チェンマイハイランドセンター内で、在チェンマイ日本国総領事館川田総領事や青木領事が出席して、タイ側からはチェンマイ県知事やチェンマイ大学副学長らが出席して、参加者全員で桜の苗木による記念植樹を行ってきたところであります。

ところで、昨年10月末から11月初旬にかけて、タイから俳優や撮影スタッフ総勢42名が来県して、ドラマの撮影が行われました。その際、撮影クルーの拠点として舟形若あゆ温泉のあゆっこ村コテージを宿泊施設に選定いただいて、文翔館や蔵王など、各地で撮影が行われたようであります。このドラマは、チャンネルスリーというタイの放送局で、タイでナンバーワンの視聴率を誇り、その看板コンテンツがドラマということでありました。また、撮影された番組は、ことし2月以降にタイのテレビのゴールデン枠である午後8時帯に放送を予定しているようであります。さらに、トップスターが出演する王朝物語の番組で、俳優も兼ねる敏腕プロデューサーが指揮をとり、注目作になっているという説明でありました。

当初、町としては盛大な歓迎行事をと考えておりましたが、撮影クルー側で極秘扱いしたい意向でありました。このため、センターハウス内にタイ語による歓迎の横断幕を設置するほか、めがみちゃんクッキーや柿、リンゴなど、舟形、日本らしい果物を差し入れしたところですが、同行していた日本人スタッフからは、タイの皆さんが非常に喜んでいたという話を伺っております。このようなことがあって、町としてはインバウンドのPRができるよい機会と捉え、対応したところであります。

また、コテージに宿泊した有名俳優の、タイの俳優ですが、フェイスブックのフォロワー数は231万人、有名女優のインスタグラムのフォロワー数は630万人とお聞きしております。おもてなしの状況など、情報を発信していただければ、コテージの利用拡大やインバウンドなどの町の

観光振興につながると期待しているところであります。

さて、訪タイミッションに参加し、舟形町にとってのメリット、目指す方向性ですが、県内の有識者が大勢参加されており、大変人脈が広がったと感じております。友好協会には県内の240の個人や団体が参加しておりますので、ますます広がり期待したいと思います。また、先ほど申し上げましたように、インバウンドなど観光振興が期待されると考えております。

また課題ですが、キーワードとして申し上げれば、おいしい食べ物、インスタ映え、Wi-Fiなどと感じたところであります。訪タイミッションやこのたびの撮影クルーのコテージ利用を見ても、おいしい食べ物は万国共通で、人を強く引きつけると感じました。また、見ばえがよい料理やお土産、おしゃれなスポットなど、手軽に撮影し、情報発信したいと思える商品、景観などや、これらを情報発信する環境整備が必要であろうと考えております。

課題解決には一朝一夕には困難な状況にあると考えており、県や加盟した友好協会などのご助言をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

次に、「町臨時職員の賞与支給実施は」についてのご質問にお答えいたします。

なお、6番議員の一般質問の答弁と重複する内容もあるかと思いますが、お答えさせていただきます。

2020年4月より地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、会計年度任用職員制度の導入が義務づけられたことは前の答弁のとおりでございます。

会計年度任用職員制度の国の説明では、任用、服務規律等の整備、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化、あわせて会計年度任用職員については期末手当の支給を可能とする内容になっており、議員質問の賞与についても会計年度任用職員制度に盛り込まれております。

また、会計年度任用職員は、地方公務員の一般非常勤職員として公務運営の適正確保の観点から適切な運用が求められることとなり、服務に関する規定として、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限などが適用され、かつ懲戒処分の対象となることなど、その他にもさまざまな観点での運用確保が国から求められております。

この会計年度任用職員制度における職員の処遇については、従事する業務の性質に関する要件や労働時間で分類されることになっております。

こうした国の説明後の町の対応といたしましては、課長級を対象として講師を招聘しての制度の勉強会の開催や、現在採用している臨時職員の業務内容または業務量について点検を進めております。今後、会計年度任用職員制度と照らし合わせながら、職の設定をし、この中で議員ご指摘の賞与についても支給を検討していくこととしております。

町では、2020年度からの採用に向けて、ことしの9月の定例会を目途に関係条例を上程すべ

く、現在作業を進めているところであります。

1番 私の質問で、先ほど森町長は最上8市町村を代表した形でというふうに申しましたけれども、町長の答弁書から見ますと、私の認識不足なのかなと。山形県の町村会を代表しての参加ということで、非常に舟形町にとっても大変貴重な体験をされたし、今後いい形で舟形町のPRにつながっていくのかなというふうに、今後に期待するところが大きいところであります。

さて、町長答弁のように、インバウンドなどで観光振興が大いに期待されると、私もそのとおりだと思います。期待に応えるだけの、ただ舟形町で材料があるのかなと、非常に心配というか、いささか疑問に思うところがあります。先ほど来、3番議員の質問の答弁にもありましたけれども、猿羽根山、若あゆ温泉、いろいろ出ておりましたけれども、舟形町はこれだという目玉的なものは何か突出してあるのかなというふうに考えるところであります。そこら辺、町長、舟形町にとってこれだけはよそに絶対負けないというものがあるか、お答えいただきたいと思います。

町長 これだけは負けないというのは、町長の熱い思いだけではどこの町村にも負けないというふうに私は自負しているところでございます。あと、先ほどもありましたけれども、県内22市町村を代表して行かせていただいたというところでございます。それから、舟形町に全て完結する必要はないと。今回もタイの撮影クルーが来られたのは、舟形町の持つ地理的特性といえますか、どこの地区に、庄内地区に行くにも山形地区に行くにしても、舟形町は13号、47号の起点となる、そういうところが一つあるようでございます。そういったところをうまく利用すれば、ここを起点に宮城県にも行けるし秋田県にも行けるということでの拠点として使えるのではないかと思います。

それから、タイの観光庁の総裁の方は、慶應大学に4年間留学されて日本語がべらべらな方でしたが、その方が言っていたのは、佐賀県にタイの人たちが多く行っていると。それは何かと、いろんなドラマの撮影を誘致しているんだと、そこをそのドラマを見た、もしくはそのドラマに出演した俳優さん、女優さんたちを追ってということで、聖地巡礼というふうな形でタイのお客さんがいっぱい来ているということでありました。そういったところを我々も見直していかなければいけないのかなと思います。

ただ、舟形町には残念ながら宿泊施設がコテージしかありません。そのコテージに一番の自信になったのは、10月末から11月4日まで9日間、女優さん、俳優さんたちも泊まっていたと。コテージに泊まっていたというのが非常に一つは自信になったわけです。よくよくタイの観光庁の総裁の話聞いてみると、現在、観光地になっているところは1泊6万円とか8万円もするようなどころが多いんだそうです。そこではやはりなかなかタイの人も行けないということでございました。そういったことを考えていくと、コテージなんかは非常に安いわけです。そういったものにおいしいものを出したら、お客さんはもっと来ますよというようなお話をいた

できました。そこにいろんなところの活路を見つけることができるのかなと思っているところでございます。

そういったところで、舟形町だけで完結するのではなくて、周りの町村、さらには県内にもこういうふうにして行けますよというような情報を発信することで舟形町の存在意義を押し出すことができるのかなと思っているところでございます。

1番 町長のおっしゃるとおりだとは思いますが。ただ、せっかくそういったクルーの皆さんが泊まったり利用していただく、やっぱり地理的にも大変便利だ、先ほど来いろんな質問の中でも誘客、もしくは誘致企業ということもでございます。やっぱり地理的には大変有利なところではありますけれども、舟形町として、舟形町に町外の方からいろいろ利用していただいて、町が少しでも潤うような、そういう対策を講じていかなければちょっともったいないなというふうに考えるところであります。

外国の皆さん、お客さんが一番日本に来て見たいのは何だ、桜だそうです。あと富士山、雪、スキー、そんなことが載っておりました。いずれにしても、舟形町は雪もあるし、桜もそこそこ見られると思います。そんなことをずっと利用していけばいいのかなというふうには思います。

もう一つは、先ほど町長が言いましたけれども、猿羽根山でございます。舟形町は村山から来る玄関でございます。舟形町。玄関にやはり靴を脱いでいただくような、そういうふうな方策をとっていかなければちょっとまずいのかなと。猿羽根山を越えて紫山、この間、数キロしかありませんけれども、それで舟形町を通過してしまう。訪タイサミットを利用した形で、インバウンドを利用した、そういった海外のお客さんをうまくPRして舟形町に誘客する、そういった考えを持っていかなければならないのかなとは思っております。

そこで、もう一つ、私は疑問に思うのが、舟形町は若い鮎でといいますけれども、鮎を食事するところがどれだけあるのかなというふうに、ちょっと町長にそこをお伺いします。

町長 数えたことはございませんけれども、鮎を売っている季節営業のところは2軒、さらには若あゆ温泉、紀ノ川さん、すし屋さん、私の考えるところではそのところぐらいかなと思っているところです。

1番 せっかく若鮎で売っているんですから、やっぱりそういったところも海外のお客さんが来た場合にPRしなければならない。日中というか、お客さんが来て気軽に立ち寄って食べるところがなかなかわからない。確かに若あゆ温泉でも食事はできますけれども、なかなか温泉までって、じゃあちょっとお昼食べようかというような感じではないと思います。そういったところで観光客誘致、この訪タイサミットを契機にいろんなお客さんが訪れるようになった場合に、舟形町でおもてなしができるのかなと、やっぱりそういったところが非常に心配になります。今後、町長としてそういった、舟形町でなくて最上郡全域で考えたいということはありますけれども、町としてそういった食事とか、海外のお客さんを受け入れる、若あゆ温泉だけでなく、どうい

うふうな方向性、再度伺います。

町長 訪タイサミットに参加して言うのも何ですが、1回行ったからってすぐ成果が出るようなものではないと思いますし、海外のお客様で鮎というものについてはなかなかなじみがないというか、食べていただけないのかなと思うところです。国内のお客様にとっては鮎というのも一つあるかとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、タイの観光庁の総裁の話ですと、やはり日本でいけば食べ物でいけば肉であったり果物だという話でした。特に町のほうでも差し入れした柿なんかは、タイのほうにはないということで非常に喜んでいただけるものだという事、さらにはリンゴにしてもそうですが、メロンにしても、そういった果物関係は日本のものはおいしいということですので、今ある施設の中でいろいろと取り組めることをやっていくしかないのかなと思います。

また、先ほど言いましたとおり、食べ物とあと写真を撮るのが好きだというふうな観光庁総裁の話でした。ですから、撮影スポットであったり、そういったものの整備というもの、あとは情報発信というものをしっかりしておけば、ある程度の効果が得られるのかなと思います。

ただ、いずれにしても11月か12月ぐらいにはタイのバンコクから仙台便というのができます。そのときに、タイのお客様が山形県内に来られないということのないようにだけはしなければいけないということで、タイの友好協会の寒河江会長はじめ山形放送の本間社長、さらには県の観光物産協会の会長、あとは副会長で古窯の佐藤専務という方々がおっしゃっていましたので、その点については山形県を挙げてそういった取り組みをするんだらうと思います。そのときに、舟形町でも少しでもそういった方々が舟形町に来られるというのは非常にいいのかなと思います。また、舟形町にはタイからお嫁さんが来ている方がいらっしゃいますので、そういった資源というものを生かしながら、そういった取り組みをしていければと思います。

鮎の食べるところについては、先ほど言ったとおり、井上サバネ屋さんも忘れませんでした、井上サバネ屋さんも追加しますけれども、そういったところで食べさせるところの問題等については、ふやしていただけるようお願いをするんですが、さらに焼き鮎だけでなく、今いろいろと漁協さんからも言われています鮎井というものも定着させていければというふうに考えているところでございます。先日、総合支庁長も来て食べていただいて、大変おいしいという話もいただきました。そういったところを踏まえながら、新たな名物をつくって行って、そのものを食べていただけるようにと考えているところでございます。

以上です。

1番 景観に関して、インスタ映えとか、写真の撮れるようなところということで町長から答弁がございました。景観に関しては、舟形町にも大変いい景観はあると思います。議会でも2回ほど写真を取り上げさせていただきました。経壇原の堤峰公園、縁結びのみちから撮った新幹線。今回、猿羽根山の地蔵尊も、いろいろあるとは思いますが、これは日本三大地蔵の一つと

ということで、栃木県の岩船地蔵尊、滋賀県長浜市の木之本地蔵尊、そして載っているのが山形県舟形町の猿羽根山地蔵尊でございます。こういった、ネットを開くとどんと出てくるような、やっぱりこういうものを利用しない手はないのかなというふうには思います。

縄文の女神も舟形町から出土はしたんですけども、所有は県ということで、なかなか手元に帰ってこれないということでございます。ならば、舟形町であるもの、それを最大限に利用するのが得策かなとは思いますが。

昨今、3・11の震災の後、危機管理に関して、また今年の豪雨等々で災害に関して非常にびりびりしている、やっぱり人命にかかわることでございますので、それは確かでございます。しかしながら、今回の町長が言っております景観並びに外国からのお客様が好きなもの、そういったものを考えた場合において、舟形町の、逆に言うと観光スポット拠点というか、景観のいい撮影できる場所とか、そういったマップなんかをつくってはいかがかなというふうには考えるところでありますが、そういったことはどう捉えますか。

町長 温泉については、県の景観百選に指定されているところも温泉からの眺めということもありますし、町としても、そのほかに昨年、林野庁の前長官の沖さんから特段のご配慮をいただきまして、松橋林からの林道の整備、ハマグリ沼、それからハマグリ沼からブナ林までの林道の整備ということで、そこにお坊さんが修業したという滝がございまして、非常に眺めもいいところがございます。そういったところも一つは観光スポットとしてといいますか、写真の撮影場所としては非常にいいのかなと思っているところでございます。そういったことをお知らせする、情報を発信するということは非常に大事だと思っているところです。

本当にその点については、一緒に行った荘内銀行の上野頭取さんについてもぜひご協力をお願いしたいという話で、実はカンタナジャパンということで、タイの撮影クルーを連れてきていただいたのも荘内銀行さんのほうの関連ということでありました。そのカンタナジャパンというのは、タイのタイ航空の関連会社ということでありました。そういったこともあってのことだと思えますし、タイの経済について、先ほど申し上げましたとおり、カンコン銀行という荘内銀行の職員が派遣されている銀行で、その副頭取の方から経済の話聞いてきたんですが、昨年よりも落ちていると、しかし経済成長率は4%という高い水準を指摘しておりました。そういった状況の中で、11月か12月には週3便、仙台にお客様がタイから来られるということがあるようですので、そういったところで舟形町のほうにも来ていただけるように、いろんな情報発信をするすべを職員と一緒に考えていきたいと思っております。

1番 せっかく人脈ができたことだと思うので、今言ったように、ぜひとも舟形町に連れてきていただいて、舟形町の魅力を発信していただく、そういう手だてを少しでも多く機会を捉えてやっていただきたいと思えます。この訪タイサミットに関しては以上で質問を終わりたいと思えます。

次に、臨時職員の賞与であります。29年度に保育士を社会福祉協議会の正規職員に、そして31年度は、来年度になりますか、31年度は学校業務員、調理員を舟形町振興公社の正規職員にということで、確実に改善はされていると私は評価したいと思います。

本来であれば、平成29年5月に成立しておりますこの総務省の一般職員の労働環境の改善でございますけれども、本来であれば2019年にもやる予定だったのでありますけれども、十分な準備が必要ということで、自治体の意見を受けて2020年4月1日におくませたという経緯もございます。そんなことで、町でもそういった方針を受けて2020年度からのということで町長の答弁がございました。

ぜひとも、ことしの9月の定例会を目途に関係条例を上程すべく、現在作業を進めているということでございます。私からは一言、遅延のないように、やっぱりこれは完全に実施していただきたい、それだけをまず申し上げたいと思います。それに関して、町長の答弁、決意をお願いいたします。

町長 その点については、法律でその施行が決まっておりますので、それに対応するようにしていくところでございますが、この地方公務員法とか地方自治法が改正される背景というものがある程度理解した上で、単純に臨時職員の待遇改善だけではないということも理解していただければなと思いますし、総務省の中では2040自治体戦略会議というのがあります。その中では、2040年には公務員を半分にするというような意見も出ております。その中での、その前の段階での、要は自治体での人件費のアップ、要は地方財政にとって負担がかかるということが出てきます。2040年に高齢化が進み、さらに社会保障費がかかるということの中でそういう同時的な検討会議の報告も出ている状況でありますので、その点はしっかりと、その制度そのものはすることは間違いないんですが、一つは先ほども言ったとおり保育士の正職員化、調理師さん、それから業務員の方々の正職員化をしっかりとしていくということで、社会的背景の中での、ただ単純に臨時職員を厚遇するという状況ではないと。同時に国のほうで言っているのも、常勤の職員が欠けたときに臨時職員なんだという考え方もあるようです。今までのとおり臨時職員の数を雇用できるということでもなく、厳格化が求められるところもございますので、そういったところもお含みの上、この制度についてご理解いただければと思うところでございます。

1番 今、町長がるるおっしゃっておりますけれども、じゃあ、ここにある、関係条例を上程すべく、現在作業を進めているということはどういう内容と理解すればよろしいでしょうか。

町長 これについては先ほど申し上げましたとおり、国の制度に沿って、その臨時的職員を会計年度任用職員として採用すべく、その制度をつくるということでございます。

1番 いずれにしても、臨時職員にも大変負担がかかっているような、その課の中で千差万別いろいろあると思いますけれども、統一労働、統一賃金ということもございます。そこら辺を踏まえて、不公平感がない、そういった形の町政運営をしていただく、そして臨時職員にも賞与

等が支払いできるような、そういう給与体系にさせていただいて、働く皆さんも喜んで働ける、そういう体制にさせていただきたいということを期待を込めて、質問を終わります。

以上です。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は以上で全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時19分 散会

平成 31 年 3 月 7 日（木曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成31年舟形町議会第1回定例会第2日目

平成31年3月7日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏
副 町 長	庄 司 雅 人	地域整備課長	伊藤 武 美
会計管理者	相 馬 昇	総務課財政係長	八 歙 幸 仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長	小 野 芳 喜	教 育 課 長	八 歙 照 光
健康福祉課長	叶 内 範 夫	農業委員会会長	加 藤 嘉 久
住民税務課長	須 貝 孝 子	代表監査委員	渡 邊 敬 子
危機管理室長	伊藤 茂 樹	監査事務局長	斉 藤 洋 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉 藤 洋 一 主 事 伊 藤 優

議事日程

日程第 1 承認第 1号 平成30年度舟形町役場本庁舎空調設備工事請負契約の一部変更
についての専決処分の承認について

日程第 2 議案第 3号 平成30年度舟形町一般会計補正予算（第9号）について

日程第 3 議案第 4号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第
2号）について

日程第 4 議案第 5 号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第 6 号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第 7 号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 7 議案第 8 号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 8 議案第22号 平成30年度舟形町水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 承認第1号 平成30年度舟形町役場本庁舎空調設備工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認について

議長 日程第1 承認第1号 平成30年度舟形町役場本庁舎空調設備工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 平成30年度舟形町一般会計補正予算(第9号)について

議長 日程第2 議案第3号 平成30年度舟形町一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 まず初めに歳入のほうからお伺いします。

歳入の3ページでございますが、町税町民税、特に町民税でございますが、2,400万円と大きく増額の補正になってございますが、個人と法人の町民税の内訳とございますか、総額の要因をお伺いします。

住民税務課長 私のほうからお答えいたします。

町民税の2,400万円ほどの増に関してですけれども、まず個人については大きいところでは

給与所得の増ということで、1,289万5,000円ほど計上いたしました。というのは、当初予算の中で地元企業はまだ上向きではないとして、前年比89%くらいで積算したところでございますけれども、1月末の実績の中で給与所得人口が減っているにもかかわらず昨年並みの調停が見込まれるということで、増をお願いするものです。

あと、法人税でございますけれども、法人税は均等割と法人税割がございますけれども、均等割につきましては当初77社で見積もりいたしまして数字的には変わりはありませんけれども、法人税割で事業所の平均10万円ほどで仮定して課税標準額を積算したわけでございますけれども、10万円から大きく上回ったところがございます、その分の増をお願いしているところがございます。大きいところでは、キリウ山形さん700万円の増。700万円と申しましても平成29年度と比較いたしまして190万円ほど減になっておりますけれども、本年度700万円の増。あと、会社で420万円の増。77万3,000円の増ということで見込んでいるところがございます。その分の増でございます。

6番 今丁寧にご説明いただきましたが、さまざまな数字が出てちょっと覚えるのに大変なんでございますが、要はこの個人のほうで千四百何がしふえたのは、当初見積もった税収よりも税の割合がふえたということなんですか。対象者じゃなくて受けるその税の割合が見込みより多くなったと。その給与所得がふえたことによってという、そういう理解でよろしいんですか。

住民税務課長 給与所得者の増に関しましては、当初見込んで地元企業がまだまだ上向きではないということで、前年度より低く見たということがあります。

以上です。

議長 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

議長 再開します。

6番 当初見込んだその所得よりもふえたわけでしょう。景気がそんなに伸びないということで結構抑えておったやつを、開けてみたら景気がよくなって所得がふえたから、その分増額になったということでよろしいんですね。町長。（「きちんと答弁してください。誰。税務課でいいの」の声あり）

住民税務課長 当初予算が編成のときに前年比89%くらいでこちらのほうで見込んでいまして、7月末現在で前年並みの調停が見込まれるということでその分の増を今回お願いいたしました。

以上です。

7番 それでは、18、19ページの財産売払収入宅地売払収入195万9,000円、この内容について説明をお願いします。

総務課長 これにつきましては、舟形大蔵線のところの除雪車庫の売却でございます。

7番 要するに除雪ステーションをつくるためのあれですね。ああ、前のね。わかりました。ちょっと私、普通の宅地が売れたのかなと思って質問したんですけども、ちょっと関連した形で質問しますけれども、舟形町が所有している宅地については、我々議会が宅地ならば売れ売れと言ってきたものですが、やはり除雪のロータリー車などの話を聞くと、やはりその土地を売られて雪捨て場がなくなると、30分で終わっていた除雪時間が1時間かかると。そうなってしまった場合、次の除雪場所に行くための時間がどんどん伸びていってしまって、えらい除雪に時間がかかるということで、特に町が持っている宅地に関しては計画的な宅地の販売、つまり今宅地であるところを堆雪にするとか、そういった考え方のもとにその町が持っている宅地をまず議員さんが売れ売れと言うのはいかがなものかという指摘を受けています。そういったこともありまして、今町が所有している宅地について、あるいは町長が進める雪に強いまちづくり、そういうものについて町が持っている宅地についてどういうふうになら考えているのか質問いたします。

町長 宅地造成地の中でしっかりとまだ残っているのが内山地内に2区画残っております。そのほかですね、西堀地内について、それから舟形第3の昔の戸建ての住宅地については今7番議員さんがおっしゃられましたとおり堆雪投雪場所としてそのままキープしているような箇所が、何カ所かございます。その点については確かに夏期間においては公園の利用とかで使わせていただいていた無駄なような感じにはなるんですが、やはり7番議員さんがおっしゃられたとおり、冬期間においては重要な投雪場所としての役割を果たすというようなことで、地域整備課の除雪担当のほうといろいろとお話をさせていただいて、利用といいますか活用をさせていただいているような状況でございます。

7番 わかりました。有効的な活用を考えているということで一安心しましたけれども、さらに民地であってもやはりそこが堆雪場所として町が確保でき、スムーズな除雪作業ができるという場所があるんでしたら、そういった土地を求めていってもいいのかなというふうな気はするんですけども、そういったお考えがあるのかどうか、再度質問させていただきます。

町長 原則的に投雪をお願いしているところについては、春先の排雪もしくは雪を戻すというようなことでの対応をしております。その土地を買えというふうなことになるかと、相当数の町のほうで除雪する路線がございますので、その都度全部買うというふうなことには町のほうではできないので、毎年毎年その地権者のほうにお願いをしまして、雪を投げさせてくださいというふうなお願いをしている状況でございますので、その土地を購入するというのはなかなか今の現状では難しいかと思えます。

議長 ほかにありませんか。

5番 歳入の14ページの固定資産税、1,000万円弱ほど現年課税分でふえておりますが、3年ごとの評価がえ等を考えていくと逆に下がるのかなというふうな中で、30年度において1,000万円

ふえたという理由は何でしょうか。

住民税務課長 固定資産税につきましてふえた理由といたしましては、2つ要因がございます。固定資産税土地家屋償却資産として大きく3つに分けていますけれども、その中で償却資産の申告分が700万円ほどの増、償却資産分は景気に左右されやすく年明けの申告後に確定するわけですけれども、最近景気が悪いということで前年度より118万2,000円ほど減に見ておりますけれども、1月末の調停ベースで106.1%くらい多くなる見込みであるということで、経済活動の動きがこれまでよりも活発になってきたのかなということを感じております。

あと、総務大臣配分というものがございましてけれども、これは償却資産分の申告分と総務大臣配分2つ分かれています。その分と、総務大臣配分298万8,000円の増ということで、この大きく2つの要因でございます。

5番 難しいな。もう少しみ砕いて回答をお願いしたいんですけども、償却資産というふうな対象はどういうふうなものなのか。あと総務大臣から来るというようなことの内容をもう少し詳しく説明をお願いします。

財政係長 先ほど住民税務課長から詳細な数字も含めて答弁あったんですけども、私のほう、財政のほうの観点からちょっとお話をさせていただきたいんですが、予算を組む際にその予算まで税収が伸びないというのは避けたいというふうな状況がまず1点ございます。そのため、当初予算を編成する段階で前年度比較で大体8割、9割くらいまで下げた数字が確実に入るだろうというふうな見込みで当初予算編成をします。それで、3月補正の段階ですと、年度も大分経過してきましたので、前年並みくらいに税収が見込めるだろうというふうなことで前年度比に近づくような形で増額の補正をするというふうなことになりますので、固定資産税全体が伸びたというふうなことではなくて、抑えてみておいた予算に実績ベースに近づけるような形で増額補正をしたというふうに理解していただければと思います。

以上です。

住民税務課長 償却資産とはということでよろしいですか。償却資産とは事業主の方で土地とか家屋とかではない機械類に係る税ということでございます。

あと、総務大臣配分というのは固定資産税は市町村税でありますけれども、鉄道とか電気事業ですとか、NTTとか2つ以上の市町村にわたって所在している固定資産について、都道府県知事とか総務大臣配分はその価格を決めて町のほうに配分になるというものでございます。

議長 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時53分 再開

議長 それでは再開します。

副町長 まず初めにですね、収入を見込む際、特に固定資産税の償却資産につきましては、企業とか景気の動向によって変動いたします。財政係長が申し上げたとおり、景気がどこまで回復するかわからないと、低調だというふうな形で償却資産につきましては前年よりも若干減らした形で見込んでいたということでございます。ところが、結果といたしましては、どこの企業かは存じませんが設備投資がそれなりになされたということで、結果としては前年度並みの収入が見込まれたというふうな形で今回ふえてございます。

それから、総務大臣配分につきましては、これは町の中にある資産なわけですけども、JRの線路ですとか、あとは東北電力の送電線のように町をまたがるような形、県もまたがるような形の資産につきましては、その事業者が総務省、総務大臣に申告をして、それを各市町村ごとに総務大臣が配分いたします。これにつきましても例年減価償却というふうなことで資産価値が減ってまいりますので、償却資産の課税額としては減ってくるんですが、これもどこかはわかりませんが、その大きな企業さんで何らかの設備投資がなされたというふうなことで、結果としてはこの償却資産、総務大臣分につきましても前年並みの結果となったというふうな形で償却資産のほうが前年並みを確保できたので、今回増額になったという形でございます。わかりましたでしょうか。

議長 いいですか。

6番 今丁寧にご説明いただきましたが、確認します。

それでは、この九百何がしふえた部分というのは、双方が言っているその答弁それぞれじゃなくて、こっちの言い分、総務省関係の言い分、こっちのかたく見積もった部分、それが一緒になって九百九十何がしになったということですよ。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

5番 18ページの17の1の1、一般寄附金1億円減額し、2億円というふうなことでありますが、2月末におけるふるさと寄附ですが、これは幾らになっているのか。そしてまた、3月末では2億円達成が可能なのか、この辺について質問したいと思います。

まちづくり課長 2月末のふるさと納税の状況でございます。寄附金の総額で1億760万8,000円というふうな実績でございます。

それから、歳入のほうの1億円減額をして2億円というふうなことで、この予算の寄附金になるのかというふうなご質問でございますけれども、現在ポータルサイトのほうにも新しい商品、具体的に申し上げますと6月からのサクランボとか、そういうふうな新しい商品を計上させていただいて多く寄附を募っていきたいというふうな努力目標として掲げているというふうなところでございます。

以上です。

5番 今の答弁を聞くと2月末で1億円、1カ月で1億円、非常に厳しいんじゃないかなという

感じがしますが、再度この辺について町の意気込みを確認しておきたいと思います。

まちづくり課長 意気込みというふうなことでございますけれども、平成29年度の実績として1月、2月、3月、それぞれ1億円を超える寄附金がございました。担当者の努力というところもあるかなというふうに思いますけれども、ポータルサイトのほうの主力商品、米であったり今回新しく計上したサクランボであったり、閲覧のほうの上位のほうにランクされているというふうなことでございます。ここから先の実際に寄附というふうなところについては、寄附者が、相手がいるというふうなことでございますので、こちらのほうにできるだけ寄附をしていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

5番 ぜひ、29年度は10億円というふうなところまで行ったということを考えると、非常に2億円も厳しいというふうな中でありますけれども、ぜひあと1カ月ありませんけれども、2億円達成に向けてひとつ頑張ってくださいたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

6番 20、21ページ、21ページの一番上でございます。雑収入で一番上にございます損害共済保険納付金1,517万9,000円。この内容についてお伺いします。

総務課長 共済関係の保険金につきましては、8月に起債したというふうなことで査定をいただき、保険が適用になったということで、ボイラーとキュービクルの件で査定をいただいております。それが内容的には建物計でいきますと1,172万9,219円というふうなことで、もう一つですけれども、車が4台被災したというふうなことでその分の車の保障というふうなことで345万円を計上して、このたび1,500万円というふうなことでございます。

議長 6番議員、いいですか。（「いいです」の声あり）

7番 それでは7ページ、歳出のちょっと大きい項目で質問させていただきます。

災害復旧費一億六千二百万何がしの減になっております。この内容を見ますと農林水産、公共土木、公共施設そして鉱害復旧、プラスマイナスありますけれども、これが総じて1億6,200万円ということで、この1から4までのこの項目の減になった理由、内容について質問いたします。

地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、全体的な11款の減の内訳ということでありますが、各々ですね、歳出のほうで説明したほうがわかりやすいのかなと思いますけれども、どのような形にしたほうがよろしいですか。そっちのほうがいいかなと思うんですが。

財政係長 それでは、ただいま地域整備課長のほうから災害については細かくというふうなことでしたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

それでは、まず50ページ目をごらんいただければと思うんですが、まず事業名で申し上げますと農業用施設災害復旧事業というふうなことでございます。そちらについては修繕費それから

測量・設計業務委託料のほうが減額というふうな形になっておりますが、修繕料につきましては富田排水機場の修繕が予算額までかからなかったということで、実績見合いでの減額ということになっております。

それから、測量・設計業務委託料につきましては、災害査定を受けるに当たりまして、災害査定設計というふうなものを業者さんのほうにお願いをいたしまして組むわけなんです、その実績額が固まりまして予算額まで届かなかったというふうなことで、余剰分についてこちらに減額というふうなことになります。

続きまして、農業用施設災害復旧支援事業でございますが、こちらのほう、今3本ございまして、農作物防除事業補助金それから大雨・高温渇水等被害緊急対策事業補助金、それから農地・農業用施設災害復旧補助金でございますが、上の2本につきましては78万円の減、それから480万円の減というふうなことで、農作物に対する防除ですとか大雨で被災をしたというような高温渇水というふうなことで、県補助事業になりますけれどもこちらのほうの実績見合いが出ましたので、総じて減額というふうなことになります。

それから、一番下の補助金につきましては小災害復旧事業に対する農家さんへの支援というふうなことになりますが、こちらのほうが県の補助金申請をするに当たっておおよその金額、補助金支出額が固まりましたので、そちらのほうに届く必要な額というふうなことで2,035万7,000円の増というふうになってございます。

こちらの増額につきましては、県の補助金、それから起債であります小災害復旧事業というふうな起債メニューがございますので、そちらのほうを活用しながら補助金の交付をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

続いて、林道のほうに移ります。林道災害復旧事業につきましては、測量・設計業務委託料につきましては、先ほど申しました査定設計分の額が確定したというふうなことで352万8,000円の減。それから工事請負費につきましては、災害が発生した当初に見込んでおいた予算額まで至らずに復旧ができそうだとということで、実績額が大体固まりましたので、3,806万4,000円の減というふうになってございます。

続いて、公共土木施設災害復旧事業につきましてですけれども、工事請負費で3,290万円の減というふうなことになりますが、こちらのほうについても補助災害復旧事業、それから単独で行う災害復旧事業、合わせまして額がおおよそ確定いたしましたので、その分を残しながら3,290万円の減というふうなことになると思います。

続いて、52ページ目になります。

公共施設等災害復旧事業というふうなことですけれども、こちらのほうは道路でもない農地でもないような施設ということで、例えば役場の本庁舎でしたり河川公園、それから富長交流センターののり面でしたり、そういうところの復旧事業というふうなことになりますけれども、総

じた形で額が確定いたしましたので減額ということになってございます。工事請負費1億500万円というふうに大きな減額となっておりますが、こちらのほうについては本庁舎のキュービクル、暖房施設の復旧が当初見込んでいた額よりも抑えた形で事業を完了することができたというふうな部分が大きな要因かなと思ってございます。

続いて、被災家屋等復旧支援事業というふうなことですけれども、公共施設のみならず各ご家庭についても被災をしたというふうなことで、その点に関しまして支援をするという内容でございましたが、一番下の被災宅地等復旧支援事業補助金ということでございますが、当初職員のほうで災害箇所を把握しましたけれども、その中で宅地の部分について復旧をしたいというふうにその所有者の方が申し出てきて事業費が固まってというふうなことで、補助金の支出額が固まったということで119万7,000円減額というふうな内容になってございます。

最後なんです、鉾害復旧事業ということで、富田地区の垂炭公害の陥没箇所があるというこの工事をするわけなんですけれども、12月補正の段階で測量設計費というようなことで補正予算をとらせていただいております。そちらのほうで実施設計、幾らかかるかというふうなことを算出する設計をしたわけなんですけれども、それに基づきまして大体の工事費が把握できましたので、こちらのほうで増額というふうなことの処理をさせていただきます。

災害復旧事業に際しましては国の補助金、それから県単独で制度を設けていただきました補助金、それから地方債、補助災害、単独災害、小災害、それぞれ起債のほうを充当しながら町の持ち出しをできるだけ少なく、それから起債の交付税参入率の高いものを優先しながら借りたいというふうなことで、県のヒアリングを受けて通過しておるという内容でございます。

以上です。

7番 わかりました。聞いてて少し安心できるような内容かなと思いましたが、再質問させていただきます。

町が見込んだ件数や数字を実際にやってみたら、それほどそこまでの見込み数字まで達しなかったというような説明がほとんどであったというように思いますけれども、見込んでいたところが実際にできなかったというような箇所はなかったのか、そこら辺のところを再質問させていただきます。

地域整備課長 災害については、補助債または単独債と両方あるんですが、公共土木債については全箇所予定されたところを査定を受けまして、発注しているところでございます。また、公共土木の単独であります、災害あった箇所、ほとんど発注するような形になっております。

また、農業用施設災害については、補助債については50カ所査定を受けました。そこも今年度発注見込みです。

あと、小災害でございますが、小災害については補助金という形で町のほうから農家の皆様方に支出しているわけなんです、一通り1,000カ所弱くらいの箇所で申請箇所は把握しており

ます。ただ、やはり中には見落とししたところであったり申請漏れがある可能性もありますので、引き続き融雪後、春からまたいろいろ農家の方がご相談すれば対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番 1,000カ所以上もあるということで、漏れているところはまた新規にやるということなので、そこも安心しました。

そして、4の特定鉱害に関してなんですけれども、舟形町は亜炭の町であったとともに原油が噴出したということもあって、そういった工事も過去にあったというふうに記憶しております。今回3,500万円かけて富田地区の亜炭公害を災害復旧するということなんですけれども、こういった亜炭公害による災害復旧箇所、これは町では把握しているのでしょうか。災害が起きないとわからないというような状況なののでしょうか。そこら辺のところを質問させていただきます。

町長 亜炭鉱害事業につきましては、その陥没したところを専門用語でいいますと浅所陥没、浅い所の陥没というようなところが舟形町では大半なんですけど、坑道がしっかり把握できておりません。したがって、その坑道から派生していく陥没箇所というのが坑道の真上と限らないというふうな実情がございます。そういった中で行きますと、実際に陥没をしないとその状況がわからないというのが今の現状でございますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

6番 26ページ、2の1の16公共交通事業費で、右のデマンドタクシー乗合運行補助金、△の490万円ございますが、このマイナスになった要因というのは利用者が当初見込んでいるより少なかったという理解でよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 デマンドタクシーの運行費補助金の490万円の減額というふうなことで、当初見込んだ利用者よりも少なかったというふうなご質問でございますけれども、具体的に当初デマンドタクシーがスタートする際に利用の見込みというふうなところまで実際には把握できなくスタートして、できる限り利用の拡大を図っていききたいと、周知していききたいというふうなことでスタートしたものと理解してございます。

今回の490万円の減額につきましては、デマンドタクシーの事業初年度というふうなことで、これがデマンドタクシーの実績というふうなことになるかと思っております。これの2月分までの実績とあわせて今回の減額になったということでございますので、当初予算から見れば利用者については予算的には少なく執行されたというふうなことでの減額になります。

以上です。

6番 このデマンドタクシーがまだスタートして1年ということで、前回5番議員からも一般質問がございましたが、このデマンドタクシーの会社のほうにさまざま状況をお伺いするとかなり

会社自体の経営が厳しいと。前の何バスだっけ、あのバスの時代よりは会社としての収入が少ないと。当初、資料がないのであれですけども、あのバスを運行していた時代は約1,000万円近く会社のほうに補助金として出してあったようですね。今回このデマンドになったということで、会社ではそのタクシー持ち出し、修理持ち出し、燃料持ち出し、当初バスの場合はバス対応を受けて運転手だけ走っておって一千万何がしの収入を得ただけですけども、今回新しい仕組みになって大変に経営が厳しいという経営者側からの話がありました。今の小野課長のお話ですと、これが初年度ですので実績になる、次年度以降もこの程度の予算化しかしていないということでございましょうけれども、このあたり、その会社側との話し合いといいますか、実情を聞く場といいますか、そのあたりは想定はしていないのでしょうか。

まちづくり課長 事業を担っていただいている業者さんとの打ち合わせというふうなことでございますけれども、実績報告としまして毎月担当者のほうとどのような状況かというようなことで打ち合わせをさせていただいているところです。現在のところは課長がその打ち合わせに加わるというようなことではございませんけれども、担当者のほうとして現状の状況とか利用の状況とかニーズとか、そういうふうなものについては伺っているというふうなことでございます。

具体的に経営的なというふうなご質問もございますけれども、会社側のいろいろな人的体制であったり今のデマンドタクシーの利用というふうなことの煩雑性であったり、運行している側としての課題というふうなものは確かに聞いてございます。

こういったところをお互いに話し合いをして、よりよい住民サービスにつながっていけるように、業者さんのほうでの経営というものがうまくいかなければ住民の方々へのサービスも滞ってしまうということもございますので、そういったところは今後とも引き続き打ち合わせをさせていただいて、よりよい方向に導いていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

6番 本町には1社しかそういう業者はございませんので、その会社をお願いするしかないわけでございます。根拠のないお金を出せと言っているわけじゃなくて、そのあたり十分に会社側の意見を聞きながら、町民のためになる、会社も成り立つ、そのあたりも十分に検討しながら話し合いをしていただきたいと思います。終わります。

議長 答弁よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

5番 32ページ、4の1の7環境衛生費。合併処理浄化槽設置整備事業157万5,000円の減ということで、実質1万2,000円ということでありますから、これから考えていくと全然利用されなかったというふうな理解でいいのかということと、本当にこの予算をつくる時に需要というふうなものを調査しながらこの予算計上をしたのか、この辺についてお聞きします。

地域整備課長 ただいまのご質問でございしますが、合併処理浄化槽の環境衛生費の減でございま

すが、今回は今のところ申請者が1人もおりません。それで見込みがないと課のほうでも考えまして、今回減額させていただきました。

それで、一昨年、29年度につきましても申請者がおりませんでした。28年度については、たしか1件あったと思っております。そんな中で一応合併浄化槽、排水処理計画の中の1つであります。普及に向けていろいろ啓蒙はしておるんですが、なかなか受け入れていただけないという現状でございます。30年度については、一応5人槽が1基と7人槽が1基の予算でございました。引き続き次年度に向けてもこのような戸数で一応予算は編成しております。引き続き加入していただくよう周知等頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

5番 ただいまの回答ですと2年ほど使われていないというな中で、厳しい予算の中でこの配分しているわけですので、簡単に言えば補助内容等はこれは当然残して当たり前と思っておりますが、出てきた場合は補正でもいいんじゃないかなというふうに思います。

逆にこういうものを取っておかなくても後から補正で、1件か2件しか出てこないとすれば十分対応できるんじゃないかなというふうに思いますが、この辺について課長の考えを聞いておきたいと思っております。

町長 舟形町につきましては、集合処理というふうなことで公共下水道、農業集落排水事業がございます。この合併処理浄化槽につきましては、その集合処理ができない地区をカバーすべくつくった制度でございますが、国県の補助金が入っております。したがって、最低限の予算をこちらのほうで持つておかないと、補助金の申請関係云々の問題もございまして、毎年毎年最低限の基数を上げているというふうな状況でございますので、そういった補助申請上の取り扱いというふうなこともご理解いただければなというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

9番 40ページの土木費の中の除雪対策費についてお伺いします。

2,100万円ほどの補正予算となっておりますけれども、ことしの冬は皆さんご承知のとおり暖冬、また降雪や積雪が例年よりは少ないようにみんな感じていると思っておりますけれども、その中で補正予算二千万何がしの内容をお聞きします。

地域整備課長 除雪委託費でございますが、今回2,000万円の補正をお願いしておりますのでございます。そんな中で今年度の除雪につきましては、ご存じのとおり早期から降雪に恵まれました。そんな中で、やはり12月、さらには1月についてはやはり例年以上の積雪がございまして、通常の1日1回の除雪のみならず日中も稼働しておりました。そんな中で、やはり豪雪対策本部も設置しましたし、やはり今後雪が降るのではないかという見込みでございました。

そんな中で、2月上旬で雪は一通りおさまりまして現在に至っているわけなんです。今後融雪がどんどん進んでいけば除雪費はかさむことはないんですが、毎年行っております路線明け

でありましたり、あとは堆雪をお願いしていた各町民の皆さんの私有地への排雪であったり、そのようなことも例年に近い数字まで執行するのではないかという見込みで、とりあえず2,000万円という補正の要求をさせていただきました。

そんな中で大切な予算でございますので、なるべく融雪が進むようになってから対応していきたいと思いますが、ただ個人個人の事情もございますので、そこら辺はいろいろと町民の皆様の声を聞きながら対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

9番 これから排水作業も進むと思いますけれども、排水作業を進める段階においても堆雪場所を撤去した方々の意見を聞きながら、なるべくお金をかけないような方法で住民の意見を聞いて、しっかりやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

6番 38ページ、7の1の4商工振興費。この中で右のほうに内訳がございまして、舟形町商工業活力アップ推進事業補助金、△の60万円。当初400万円の予定をしておりますが、△60万円ということで、この60万円を減額した理由についてお伺いします。

まちづくり課長 当初400万円という予算編成で臨んできて事業を展開してきたところでございますけれども、今年度の実績というふうなことで11件の現在のところの実績でございます。さらに、現在審査中のものとして3件ございます。こちらのほうを精査をしますと大体300万円近くというふうな実績の見通しができまして、さらに今後のあと1カ月くらいしかございませぬけれども、その間に対応できる予算ということで340万円を見越して60万円を減額するという計画での予算を計上させていただきました。

以上です。

6番 これは商工会さんのほうに補助として出す資金じゃないんですか。違うんですか。

まちづくり課長 事業内容としましては、町内の商工業者さんが取り組む事業でございます。商工会への補助というふうなものではございません。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

5番 48ページ。10の4の4生涯学習推進事業費25万円の減ということですが、その内容を見ますと、生涯学習推進事業講師謝礼10万円の減、あと学校・家庭・地域の連携協働推進事業の講師謝礼△の8万円ということですが、こういうふうな講師を呼んでの授業、これをやらなかったというようなことなんでしょうか。

教育課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

事業については講師謝金なんですけれども、ネット及びSNS等に係る無料講師を呼んだということで講師代がかからないということでここを減額させていただきました。

あと、下のほう、学校・家庭・地域推進事業につきましては、地域活動ごとに出したお金なんですけれども、これについて実際10月から活動する予定であったんですけれども、職員が病気により入院いたしまして、ちょっと事業を開催することができなかったということでもあります。

5番 生涯学習推進事業費のほうは講師の方が無料でしてくれたというようなことで講師謝礼がなかったと。2番目のほうについては、職員が対処できなかったというふうな答弁ですよ。ここであえてこの質問をしたというのは、この教育委員会の中で子供たち、保護者、地域の方々が一堂に聞くような講師を呼んでの話を聞くというふうな場の設定というのはやっているのか、この辺についてお聞きしたかったんです。

教育課長 この事業に限らず、その場所は何件か押さえております。事業は違いますけれども、開催はしております。

ただ、中に地域活動ごとに講師も地元の方がやってくれたりしているのが非常に最近ふえてまいりました。ボランティア活動も大きくふえてきたということで、講師謝金のほうもかからなくなってきたということで、活動は全くゼロではありません。何件か実施しているところであります。

議長 ほかにありませんか。

4番 40ページ、先ほど除雪の質問があったわけなんですけれども、12月の議会でも質問しましたけれども、新車両、小型除雪機が入ったわけなんですけれども、今年も大変1,000万円ほど追加するくらいに一気に雪が降って、除雪が大変だったと思いますけれども、初日に出動で横転事故があったらしいけれども、それについての経過報告をお願いします。

地域整備課長 佐藤議員が言われたのは、小型ロータリーの事故かなと思われましますが長沢地内で側溝に落としてしまったという事故がございました。物損とか対物とかそういう事故ではなくて、自爆というか脱輪したというような形の事故でございます。それで、自力で脱出することができなかったものですから、早急に近くの方をお願いをしまして、重機でちょっと上げていただいたというような形でございます。12月の除雪の始まりというところでありましたけれども、やはりオペレーターの皆さんもなれてはおりますが、初期の始動時は十分注意しろよというような形で私らのほうでも言うておるんですが、そこら辺はちょっとやはりうまくいかなくてそういう事態になったのかなと思っております。そのような形ですけれども、よろしいでしょうか。

4番 課長の12月の質問での答弁を思い起こしていただきたいんです。馬力がアップして何ちゃらかんちゃらでこういう機械を入れたと。あの作業機は車幅と同じロータリー幅で今脱輪しましたって言いましたよね。今の前に購入しているやつは車幅より広いんです。脱輪しないような状況、要するに積もった路線を、例えば新設が積もった除雪をできるような車両。今現在ある車両はそういう用途とまた違うような感じの車両で、用途であろうと思うんです。もともと購入するときの計画がミスってそういう事故と、もしくは不便さが生じているんじゃないかなと思います。

現在今まで稼働してオペレーターの方が車両を乗りかえしてやったというような話も聞いております。実際問題、一冬、オペレーターの感想はどんなものですか。

地域整備課長 除雪についてはもう雪もだんだん落ち着いてきまして、今は動いていないような状況でございます。しかしながらまだ業務委託機関でございますので、最終のいろいろな意見であったり取りまとめ、反省も含めまして取りまとめまで行っておりません。今後ですね、そこら辺、今議員おっしゃるところについては、業者さんとお話をいろいろしてみまして、今後の検討課題ということにまとめていきたいと思っております。今のところまだ聞き取りする段階ではございませんので、今後やっていきたいと思っております。

以上でございます。

4番 業者とちゃんとしっかり話をしてからということですけども、生活道路を除雪する、町長の公約です。95%の助成率を上げて生活道路をさっばとするという目的から車両を入れているわけです。しっかりと計画、先ほど来予算を組むときにはしっかりした計画をするべきだという話が多々出ております。こういう車両を入れるときにあってもどういう車両が適切なのか、どういう車両が使いやすいのかということをしっかり役場の庁舎内だけでなく、やはり委託する業者側と今までのプロのオペレーターたちとも話をしながら、今後間違いのないような車両の選定をしていくようにしていただきたい。今回の車両の購入に関しては、私は間違った車両の発注になったんだというふうに感じております。

地域整備課長 今、佐藤議員のほうからいろいろご指導いただきました。今後も生活道路については引き続き除雪するような形になります。そんな中で2台体制で今年度から取り組んでいるわけなんですけど、今後ですね、そういう更新時期が来た場合には、ましてやもっと必要となった場合も可能性としてはあると思っておりますので、いろいろ検討しながら機械の選定はしていきたいと思っております。

しかしながら、今年度購入したのものに関しては、間違った発注じゃなくてですね、オプションも含めて今後その部分にプラスアルファはできるという判断で町としても選定しておりますので、決して間違った発注ではなかったと思っております。

しかしながら、今佐藤議員からご指導いただいた件は、いろいろと今後業者とも煮詰めながら考えてまいりたいとは思いますが、そのような形でよろしくお願ひしたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

6番 ページが40ページです。

今、生活道路の話が出ましたので、これは8の2の2ですね、済みません。生活道路整備費補助金マイナスの475万円とういことで、当初350万円計上しまして、その後増額補正して、今度470万円ほど減額ということで、ことし雪が少なかったのが途中でやめたのかわかりませんが、申請がなかったのか途中でやめたのか、そのあたりお伺ひします。

地域整備課長 生活道路の整備事業でございますが、今年度実績としまして2件ございました。当初の予定では3件を予定しておったんですが、補助事業でありますので施工する業者が必要となります。そんな中で当初申請者のほうで業者をお願いしておったんですが、なかなか8月の豪雨でもう業者の方も対応できなくなりまして、一応いろいろと申請する段階まできて、いろいろさまざま私どももご相談を受けまして見通しはついたんですが、そういう災害等が発生したために業者が対応できなくなって、その分を減額させていただきました。

しかしながら、その方については、来年度この制度については引き続き行いますので、来年度申し込んでいただくという形で新たに対応してまいりたいと考えております。それに伴った減額でございました。

以上です。

6番 この事業は、森町長が就任されて一番目玉といいますか、町民の方が恩恵を受けている事業でございまして、今回の冬、個人的にそっちこっち歩いてみますと、かなりの本数が整備されてうちの前まで除雪になって皆喜んでおります。今回2件ということもございましたが、この事業スタートして以来、何件ほど申請があって工事対応してございますか。

地域整備課長 大変申しわけないです、今手元に資料等がございませんが、昨年度はたしか私の記憶の中では1件、2件ほどだったか、ちょっと済みません、今はっきりした件数がつかめないんですが、着実に整備は進んでおります。町のほうでも生活道路の路線について認定しながら当初は始めたわけなんですけど、整備しなくても入れる路線もございました。そういう所については、除雪機が入れる幅員であったり舗装の状況であったり、そういう所には入らせていただいておりますので、着実に進んでいるということでお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

6番 今課長がおっしゃったように目に見えてこの奥まで、ずっと家の前まできれいに除雪になって大変進んでいる事業かなと思っております。今課長がちょっとお話ししているようでございますが、整備しなくても入れる道路もあるようです。ただ、それについては何かこう受益者のほうが遠慮しているといいますか、ちょっと申請に、何というのか戸惑っている方もいらっしゃいます。そのあたり、こっちららと行けと言わなければいけませんけれども、その当たりそういう環境の方がおったら、町としてもそういう話し合いをしながら進めていければ全体的な雪に対する対策ができるのではないかなと思っておりますので、その辺もあわせて今後よろしく願います。

議長 ほかにありませんか。

4番 大変いい質問が出たので、関連ではないんですけども、同じ款項目、同じことで質問したいと思います。

関連かな、例えばあれですけども、生活道路の除雪の要件には高齢者がいないとできないという要件はありませんよね。

地域整備課長 生活道路の整備事業と生活道路の除雪については、まだ別ということでご理解いただければと思います。生活道路の整備については、幅員が2メートルでおおむね20メートル以上であれば、あとは申請者の方で申請していただければ要件が満たせば補助事業として取り組むことができます。

ただ、生活道路の除雪につきましては、町としましては除雪車が入れるということが先ほど言った2.5メートル以上の幅員が必要です。あとはその重機が入っても耐えられるような舗装構成でなくてはいけないということもございます。そこら辺を加味するとともにですね、あとは町内会長と民生児童委員の方から除雪困難者であるという同意が必要です。この方は高齢者、もちろん高齢者も除雪困難者であれば該当になります。年齢ではなく除雪の困難者であるという判断をしていただきまして、町に申請というかお話に来ていただければ、次年度以降の除雪計画に取り込むような形ですね、できる限り入れるところは入っていきたいというような考えであります。

以上です。

4番 6番議員からもできるだけ申請していただいて、多くの方々の除雪のサポートをという意見がありました。地区名では長沢地区のほうになるわけですけれども、ある家庭で申請をして路線に入ったそうです。ところが地域の方々のいろいろな声があって、耐えられなくなったわけじゃないですけれども、そこを除雪するのをその担当のオペレーターたちがやめたという話も聞いております。今言われたように除雪困難者、除雪困難、その理解、要するに民生員と町内会長が中に入ってということもありますけれども、それで役場のほうで認知というか許可して路線に組んだ後で、町内の中である数名の方、数名の方か一人の方かわからないですけれども意見があって、なかなかうまくいなくて除雪しなくてもいいわというふうになっている路線もあると聞いております。そこら辺はどうなんですか。

町長 その点については、先ほど課長が申し上げましたとおり、生活道路の整備とそれから前にも議会で申し上げましたが、今後必要となるその生活道路の整備については、今現時点で底地の補助というのがないわけですので、底地の補助をかえるとかいろいろそういう条件があれば、整備はやりますよと。しかしながら、除雪については自助、共助、公助の考え方の中で自分でできるものは自分でやっていただきたいというふうなことであります。

したがって、多分農地内のことをおっしゃられているのかなと思いますけれども、その方の生活道路については整備をしました。ただ、それがイコール除雪ということになりますと、地域の方々は年をとった方々でも自分の玄関先を毎日毎日除雪しているわけです。そうするとその道路が整備したからと言われて、すぐにそこが町の機械で入っていくというふうなことについては、やはり地域の方々、町内会の方々のご理解は得られない。その点について、町内会長さんのほうに申し上げたところ、そこまでの理解がなかったというふうなことで町内会の判こを押し

てしまったということでございました。そういうことではだめだと、しっかりと地域の方々からこの方は大変だというようなものがあれば、町のほうで除雪に行くと。やはり除雪に対する苦勞というのも公平感を持って取り組まなければ、せっかくいい事業を始めたとしても苦情、不平不満の種になってしまいますので、その点については地域整備課のほうにも厳しくその地域の了解を得られるようにということを前提に除雪、排雪に入っていたきたいというふうなことで申し上げておりますので、そのようなご理解をいただければというふうに思います。

4番 そこら辺が特にあやふやなところであろうかなというふうに思っております。やはり民生員並びに町内会長に付託して許可を得る。しかしながら集落単位で10件の集落があれば100件を超える集落もあります。みんなの協力を賛同した上でのやはり承諾、なかなか難しいと思います。そこら辺の制度性をしっかりと、やはり町民から理解していただけるような除雪体系を持つべきであろうと思います。そこら辺がすごくずれている部分であろうかなというふうに強く感じております。

あとは、公助共助という中でいえば、小型車両、町内端から端まで2台で走っております。自助公助という言葉を使えば、舟形町町外の人が言うことで、よく舟形町さん、小型ロータリー作業もされて随分走って歩くねやというふうに。要するにうちのところでは燃料費を出して、できる地域の人からやっていたりする路線もある、そういうふうな考えも一つありで、サポート的にも時間的にも早いかなと思います。そういう面も踏まえて生活道路をサポートして除雪する考えが町であるのであれば、幅広い観点から見てサポートしていくような考えを持って、町民から不審を抱かれないような体制をとっていただきたい。

議長 ほかにありませんか。

地域整備課長 今、佐藤議員が言われたとおり、おっしゃるとおりでございますが、公平感のある除雪計画をやっていきたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

町長 今、4番議員さんが言われることについては、町のほうでも今現在実施しております。燃料費を補助しながらお願いをしているところもございますので、町としてはその方針で努めている状況でございますので、その点についてもご理解をいただければというふうに思います。

7番 それでは、32ページ、4款1項3目の診療所費、33ページになりますけれども754万円の舟形町診療医療体制医療機器整備事業ということで、どんな医療機器をどういったスケジュールで導入しようとしているのか質問いたします。

健康福祉課長 舟形診療所の医療機器等の整備につきましては、町が財源負担をするということで後任の先生と仮合意を結んで今準備をしております。この予算につきましては、舟形町地域医療体制構築医療機器等、等が入るんですけれども、整備事業補助金754万円につきましては備品部分が670万円、それから医療機器部分のリース分です、これは1カ月分で84万円となっております。医療機器につきましては、全体で4,200万円ほどございます。それを5カ年間のリースで

もって整備をしていきたいと考えております。

具体的な医療機器の内容ですけれども、電子カルテ、いっぱいあるんですけれども、主なものを言います。電子カルテとか超音波診断装置、それから泌尿器科の診断、透析の心電計ですね、それからエックス線の撮影装置、そういったものを合わせまして4,200万円ほどの医療機器の整備の予定でございます。

以上です。

7番 そうしますとこの754万何がしの、前後はするけれども5年間はどういったリース代が予算計上されてくるという考え方になるんだと思うんですけれども、この医療機器、たくさんあるというふうに言われましたけれども、4月1日開業をしたいという目標を持っていたようだけれども、今からの発注施工工事で間に合う予定なのか、そこら辺のところを質問いたします。

健康福祉課長 済みません、スケジュールを言い忘れました。医療機器につきましては、今現在改修工事をやっております、8日の日が一応竣工予定です。医療機器の整備につきましては、順次13日の日にエックス線が入ります。12日の日には回線関係の工事も入れまして、15日くらいまでには大方医療機器の整備は完了したいと思っております。

今、医療機器につきましては、小型化になっておりまして、余り大きな工事を必要としないようです。金額も若干下がっておりまして、約1週間、10日程度で医療機器等の整備は完了したいと思っております。

以上です。

7番 わかりました。では、以前私が聞いた中では4月1日開業目標というのがまず8日までずれ込んだということだというふうに思いますけれども、あ、違う、8日と言わなかった、今、あ、工事が終わると言ったか。15日で工事完了って言いましたよね。（「あしたで終わる、あしたで」の声あり）ああ、3月ね。3月で工事完了って、今審議している予算、今審議している医療機器のことを聞いているんですけれども、それが3月15日で終わるということなんですか。

健康福祉課長 説明不足でした。3月8日で終わる工事につきましては、今発注をしております、前に予算をとっていただいて発注をしている分が3月8日で終わります。

医療機器等につきましては、予算を確保してから13日あたりにエックス線が入りまして、これから整備してまいります。そして、4月1日の供用開始ということで今頑張っているところです。

以上です。

議長 暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

議長 再開します。

健康福祉課長 説明不足でした。この予算につきましては、先生が発注するものに対して町が補助金でもって財源負担をするという予算でございます。今回予算を計上していますのは3月分の1カ月分の84万円と備品670万円です。今年度の4年と11カ月分の予算につきましては、ページで言いますと9ページの債務負担行為の議決第3表ですけれども、そちらのほうで31年度から35年度までの4,956万円の債務負担行為でもって今後の後年度についての負担を約束するものがございます。

以上です。

議長 ここで質疑の途中ですが、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に服し会議を再開いたします。

2番 18ページ、19ページ。寄附金について、ふるさと納税のことについてお聞きします。

1億円の減ということで、大変町にとってもかなりの痛手なのかなというのは間違いないのですけども、総務省通達により3割の返礼品が影響しているのかなと思いますけれども、今後そのことについて、やはり米に特化した返礼品割合になっているわけですけども、それだけで大丈夫なのか。今後も米を主力とするのはいたし方ないと思うんですけども、やはり3割がルール改正になって、今現在大阪あたりでは制度の存続を危ぶむようなこともやっているのも実情で、米についても舟形は10億円まで行った経緯もありますので、その中で大変健闘しておりますけれども、今回3割になって寒河江あたりでかなり安価な米が出回って舟形が伸び悩んでいるという情報もお聞きしておりますので、その辺についてお聞きします。

まちづくり課長 総務省通達のほうで地場産品であったり返礼割合の3割であったりというふうなことで、全国的にも統一化したルールの中で今後取り扱っていくものというふうに思います。舟形町のふるさと納税の返礼品に関しては、やはり主力としては米であろうと考えておりますし、いろいろな商品を考えていきたいというふうなところはこれまでどおりの取り組みにあるとおりでございます。

さらに、ほかの自治体よりも先行した取り組みというふうなことで先ほどの質問にもありましたとおりのサクランボであったりとか、そのほか地場産品であったりとか、そういったものを工夫して多くの方々から、ふるさと納税のサイトのほうから見ていただけるような工夫に取り組んで寄附金を募っていきたいというふうに考えております。

あくまでも寄附者に対する舟形町のPRというふうなことで、どれだけ応えていただけるかは未知数なところもありますけれども、そういうふうな取り組みということをまず継続していき

たいというふうなことであります。

さらに、ふるさと納税の制度に関しましては、今国のほうで準備を進めており、また6月くらいまで正式な通達とかが想定されておりますので、そういった事情を鑑みながら引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

2番 ありがとうございます。これからルールが画一化になれば、やはりまた舟形町の米もまた伸びていくのかなという思いもありますけれども、それだけでなくサクランボとかいろいろ農作物もありますけれども、使い道を決めたふるさと納税というのも全国の中で多々出ているようですので、農産品だけにこだわらず、そういうものを今後考えていく考えはあるのかお聞きします。

まちづくり課長 舟形町のやはり特色をというふうなことを考えていくと、議員おっしゃるとおりの工夫が必要であろうというふうに考えます。米の取り扱いについてもほかの米とは違う、やはり特色を生かした差別化が図られるようなそういった取り組みが必要であろうというふうに考えております。

ただ、ほかの課との連携とあとはその事業構築というようなこともございますので、そういった連携をとりながら、クラウドファンディングに取り組める素材がございましたら、連携をとって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

5番 ページが24ページ。2の1の6まちづくり推進費の中ですけれども、今回住民主体の地域づくり推進事業のアンケート結果の中で、住みにくさの回答の中には雪というふうなところが非常に多かったわけでありますが、その中で30年度における地域支え合い除排雪活動支援交付金70万円の減という数字になっておりますが、この組織としては現状維持なのか減っているのか。また、町として今後雪というふうなことの解決に向けて組織の再構築というようなところをもし減っているとすれば、今後どのような形で行っていくのか質問したいと思います。

まちづくり課長 地域支え合い除排雪活動支援事業交付金の平成30年度の状況でございますけれども、現在のところ18団体、とらん丸も含めて2地区の現状でございます。平成29年度の実績としては17地区ということで、実績としては、件数的には1地区ふえているということ、現状維持ということが言えるかというふうに思います。引き続きこのように取り組みを継続していきながら、町内会長会議等でもこういった支え合いの事業があるというふうなこともPRしながら、継続して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

5番 そうしますと、30年度においてはこの17から18にということで1つふえたわけでありましてけれども、もっとふえるだろうという予想の中で70万円、最終的には余ってしまったわけですね。

れども、この大幅なこの予算を確保したということの理解でいいですか。

まちづくり課長 当初では30地区というふうなことで計画をし、とらん丸については2地区ということで当初156万円の予算編成でございました。これに対して、実績で70万円の減額となったものでございます。

以上です。

5番 30年度においては町の思いとすれば、30組織くらいつくりたいというふうな強い思いであったわけでありましてけれども、ぜひともこの住民主体の地域づくり事業もあわせて組織をふやすような方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

まちづくり課長 ご意見をいただきましたので、周知等に努めて制度の広がりにも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第3 議案第4号 平成30年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 1点だけ。歳入の64ページです。保険税でございますが、右のほうの65ページの上から2段目でございます。現年度分については理解できますが、この繰越滞納分でマイナス60万円ということは、もうこれで確定したと、滞納分ももう取れないということでマイナス60万円の計上でしょうか。

住民税務課長 滞納繰越分の60万円の減ということなんですけれども、滞納繰越の世帯があるわ

けですけれども、その世帯の中で高額滞納世帯の方がありまして、納税相談によりまして計画したわけでございますが、納めていただく金額が当初計画した金額ほど行かなくなった方がいまして、滞納繰越額は3月末で締めということでございますけれども減額させていただきました。3月末まで時間が若干あるわけですので、今後も納税していただくような努力はしていきます。

以上です。

6番 今、高額というお話がございました。この60万円のこの対象者というのは1世帯の方ですか。

住民税務課長 1世帯分でございます。

6番 相談等お受けしていると思いますが、できるだけ分納なりそういうような形で公平性を期す観点から徴収方よろしくお願ひしたいと思います。答弁結構です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第4 議案第5号 平成30年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 済みません、こまいことばかり言って。

また保険料でございますが、今度は現年度分、済みません、84ページです。歳入の特別徴収保険料マイナスの469万3,000円。この特徴によるこの保険料というのは、ある程度額を抑えることはできると思うんですが、460万円という大きい差というのはどういう要因で生まれるわけですか。

健康福祉課長 毎年所得と均等割で課税いたしますので、保険料については増減いたします。その精算分として今回減額補正をしてございます。

以上です。

6番 わかりました。ただ、この460万円というのは毎年この、前の資料をちょっと持ち合わせしていないんだけど、このくらいの差というのは毎年発生するんですか。

健康福祉課長 私ちょっと前の資料を持ち合わせていませんので、前回どの程度の増減があったかお答えすることができません。

以上です。

6番 このお答えすることができないんじゃないかと、その500万円近くの差があるわけだから、その所得云々という話はわかるんだけど、そういう答えはないんじゃないかなと思うんだけど。

議長 暫時休憩します。

午後1時24分 休憩

午後1時25分 再開

議長 会議を再開します。

健康福祉課長 去年の3月補正では現年分の特別徴収保険料が37万4,000円の増となっております。普通徴収保険料が102万8,000円の減となっております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第5 議案第6号 平成30年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議長 日程第6 議案第7号 平成30年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第7 議案第8号 平成30年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号 平成平成30年度舟形町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長 日程第8 議案第22号 平成30年度舟形町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政係長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、114ページの特別損失の内訳に修繕費210万円の修繕料マイナスと路面復旧費750万円のマイナスが出ております。この減額になった理由について質問いたします。

財政係長 ただいまの質問にお答えいたします。

水道事業会計の災害復旧に関しましては12月補正で予算措置ということで対応させていただいたところでございますけれども、国のほうの一般単独事業債の起債のヒアリングを経まして、事業費のおおよその確定額が出ましたので、12月補正額からの減額というふうな措置をここでさせていただいております。

以上です。

7番 要するに国からのヒアリングの結果、国から来るべき予算が来なかったので減額したというふうには聞こえるんですけども、ここの修繕料なり道路路面復旧なりを見込んでいるのだと思うんですけども、その工事自体修繕も復旧もできなくなる、そういうことなんですか。

財政係長 先ほどの答弁の中で申し上げました国のヒアリングというふうなことですけども、

水道事業会計におきます災害復旧については全て認められまして、こちらのほうの減額は事業費の確定によるものと理解していただければというふうに思います。

以上です。

6番 109ページですが、ちょっと眺める前に基本的なことを確認させていただきます。109ページにこの補正予算の表がございますが、第1条に総則、第2条に収益的収入及び支出の補正とございますが、当初予算ですとこれは第2条ではなく第3条で、ここの間に第2条があるんじゃないですか。

まずそんなことはいいんですけども、それで、このままで行きますと第2条の中で企業債250万円借り入れるとございますが、これは結構でございますが、下の第3条の補正額で企業債399万9,000円とございますね。この差額というのは見えてこないんですが、どこで見ればよろしいんでしょうか。

財政係長 ただいまの質問にお答えいたします。

災害復旧事業債につきましては、原則として水道事業会計のほうで補正予算を議決していただくというふうなことが借り入れの条件となっておりますので、こちらのほうに第2条、それから第3条のほうにそれぞれ企業債という表現で記載をさせていただいているところです。

国のほうの起債の枠といたしましては、合計650万円を同意をいただく予定となっているというふうなことでございます。

以上です。

6番 この企業債、この状態で行きますと最初の質問、わかりますか。最初言ったの。第2条ってあるんですよね。

それで、ではこの条で行きます。第4条でこの企業債の最高限度650万円わかりますけれども、私が聞きたかったのはここに明記している250万円、損失分250万円で補填しますという明記があります、企業債。ここに下の第3条で行くと企業債の第1項399万9,000円ございます。この差額分はどこで出てくるんですかと聞いたんですよ。限度が650万円ですそれはわかりますけれども、どこかに明記しなくてよろしいんですか。

議長 暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

午後1時56分 再開

議長 会議を再開します。

財政係長 それではただいまの質問にお答えしたいというふうに思います。

第2条につきましては、収益的収入及び支出というふうなことでおおむね大体ですね、維持管理的な部分の予算をこちらのほうで予算化するということになります。維持管理的な部分に関

する災害に対する地方債というふうなことで250万円。次いで第3条については、資本的収入及び支出というふうなことで、主に建設改良的な意味合いのものについてこちらのほうに予算化をするというふうな内容になります。その建設改良的な災害復旧に対する地方債というふうなことで400万円を借り入れしたいということで第2条の収益的収入250万円、それから資本的収入400万円、合わせて650万円の災害復旧事業債というふうなことになると思います。

それから、最初にご質問のありました当初予算の第2条という部分ですけれども、当初予算、お持ちであればごらんいただきたいんですが、当初予算書の第2条のほうには業務の予定量というふうなことで年間の配水量ですとか給水人口などが載っておりますが、これはあくまでも当初予算書ではこのように明記をしなければならぬというルールに基づいておまして、今回第3号補正につきましてはそちらのほうを記載する必要性がちょっとなかったものですから、3号補正の議案というふうなことで第1条、2条、3条というふうにご続くというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

6番 企業債、わかりました。

最後の私が言った前段のやつはそういう決まりなの。ああ、簡単に条、変えていいわけだ。そうですか、わかりました。（「補正予算ごとにかかるということ。補正予算ごとに第1条とか第2条と出てくるんだべ」の声あり）

議長 6番議員よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時00分 散会

平成 31 年 3 月 8 日（金曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成31年舟形町議会第1回定例会第3日目

平成31年3月8日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏
副 町 長	庄 司 雅 人	地域整備課長	伊藤 武 美
会計管理者	相 馬 昇	総務課財政係長	八 歙 幸 仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤 幸 一	教 育 長	齊 藤 涉
まちづくり課長	小 野 芳 喜	教 育 課 長	八 歙 照 光
健康福祉課長	叶 内 範 夫	農業委員会会長	加 藤 嘉 久
住民税務課長	須 貝 孝 子	代表監査委員	渡 邊 敬 子
危機管理室長	伊藤 茂 樹	監査事務局長	斉 藤 洋 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉 藤 洋 一 主 事 伊 藤 優

議事日程

- 日程第1 議案第 9号 町民で支える森づくり基金条例の設定について
- 日程第2 議案第10号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第11号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第4 議案第12号 舟形町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 舟形町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第7 議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算について
- 議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第9号 町民で支える森づくり基金条例の設定について

議長 日程第1 議案第9号 町民で支える森づくり基金条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

農業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、平成31年度より、仮称であります森林環境譲与税が譲与されるということになりますけれども、大体予算規模は想像がつくのでしょうか、来るまでわからないという状況なのでしょうか。そこら辺のところを質問させていただきます。

農業振興課長 市町村分につきましては、50%が私有林人工林の面積、20%が林業の就業者数、30%が人口割ということで、確定ではないんですけれども、県のほうで示すおおよその想定としては、平成31年度分は170万円前後ということで、正式な通知は来ていないんですけれども、そういうふうに想定しております。以上です。

7番 170万円、10年ためれば1,700万円ぐらいになるんでしょうけれども、どのぐらい続くのかわかりませんが、この基金は主に、やっぱりこの提案理由に載っております間伐とか、林業の人材育成とかそういう担い手確保とかに使うんだろうと思いますけれども、私が一番大事だと思っているのは、やはり町有林にしても民有林にしても、定期的な間伐利用と定期的な植え付けによる再利用だと思っているんです。

つまり、この基金は、町有林にのみ使う気であるのか、民有林、民間人が持つ山林についても使っていこうという意思があるのか、そこら辺のところを質問させていただきます。

農業振興課長 具体的な用途については基金の積み立て後に考えることとなりますが、主に私有林、民有林ですね、民有林の管理いろいろ含めて、民有林なり人工林についての用途ということで、国のほうから指導があると思います。以上です。

7番 だとするならば、やはり森林を定期的に伐採して植え付けを行っていくという方向にぜひ使っていただきたいものだなと思いますけれども、バイオマスの何か機材を買ったりとか、そういうことにのみ使うんじゃないかと、林道の整備とかにばかり使うんじゃないかと、森林そのものの定期的なサイクルといったものにこういった基金のお金を使ってもらいたいなど

思いますけれども、まだ考えができていないかどうかわかりませんが、そこら辺のところはどういうふうにご検討いただけますか。

農業振興課長 具体的な用途については、先ほどもお話ししたように、考えていないんですけれども、7番議員さんの今の提案等も参考にしながら検討していきたいと思っております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

5番 積み立ての第2条、「毎会計年度一般会計の歳出予算の定めるところによる」ということなんですけれども、先ほど課長の答弁の中で、平成31年度は170万円ということで、いろいろ計算があるようでありまして、要は森林環境譲与税、こういう計算式に基づいた金額を積み立てていくということで、これに町のほうで足してまた多く積み立てていくということではなくて、来たものをそっくり積み立てていくというご理解でいいんですか。

農業振興課長 5番議員のおっしゃるとおりです。国から来たものをそのまま積み立てて基金にしていくという考えであります。以上です。

議長 休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

議長 再開します。

農業振興課長 済みません、訂正します。

基金の今回の条例の目的なんですけれども、歳入で基金は譲与税ということで受けまして、歳出の中にも基金積み立てという項目は当然予定しておりますけれども、その年度年度で必要が生じた場合につきましては基金を取り崩し、条文の中に「一部」とありますけれども、そこで必要になればそれを使うこととなります。

5番 私が質問しているのは使い方じゃなくて、毎年度のこの一般会計からの歳出予算の決め方。要するに、国から森林環境譲与税が来たものをそっくり積むんですか、いや、町のほうで少し力を入れたいから一般会計でこれに足して少し積み増しするとか、いろんな考え方があるかと思いますが、この辺のルールがあるんですかというところを聞きたかったんです。

農業振興課長 積み立てに関しては、町の会計を足して積み立てるという考えはありません。

議長 暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時15分 再開

議長 会議を再開します。

ほかにありませんか。

6番 この中の確認をさせてください。

第5条ですが、繰りかえ運用とありますけれども、「財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法」で運用することができるという、これは具体的にどなたにどんな形で貸して運用することを想定しているんですか。

町長 基本的には準則が来て日本全国同じような基金条例の形になるかと思うんですが、その中でこの繰りかえ運用というものについては、町の財政上、基金として持っている金額が財政運営上必要な場合は、一時、町のほうでこの基金からお金をお借りしますということのものだと思っております。財政上。（「それは目的外にも使えるということですか」の声あり）

6番 町が別の事業で必要としたお金ということで、今5番議員がおっしゃったように、これは森林関係の基金ですけれども、別の課の運用に使えるということですか。今5番議員が言ったように、目的外で使えるということなの。これ違うんじゃないの、これとこの言っている意味が。

町長 この町民で支える森づくり基金の、一時的に町のほうでこの基金からお借りをして財政的に歳入が不足する部分について充てることができるという条項だということです。

6番 必ず返るような形で貸しなさいって書かれています。なんかわからないけれども、大きく見れば町の全体のお金なので、その中で運用が、流用ができると、簡単に言えば。そういうことでよろしいんですか。

町長 はい、そのとおりでございます。

議長 議員の皆さんにお願いいたします。今本会議中ですので、私語はなるべく慎んでくださるようお願いいたします。

副町長 補足させていただきます。

基金条例、今回の森づくり基金条例であれば、第1条に設置とありまして、「木材利用の促進、普及啓発、森林整備等」、こういったものにしか使えないというのが基本的に原則であります。

ただ、基金条例、これ一般的にこの繰りかえ運用の規定は設けるんですけれども、例えば町が財政運営上非常に逼迫しているような場合、そういった場合は一旦この基金条例からお金を繰り入れて別目的に使うと、それで一定程度の期間がたつたらばまた利子をつけて戻すという、財政の運営上のテクニックのためにこの繰りかえ運用の規定を設けるのが一般的でございます。

ですので、本来であれば第1条に記載した目的にしか使わないんですけれども、財政上の理由があった場合には、一旦お借りして、別目的で使って、また戻すというようなことをするための規定でございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

議長 日程第2 議案第10号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 ちょっと確認だけさせてください。

新旧対照表の2ページの上のほう、第8の2のずっと下のほうに、早出遅出勤務の中で後ろ
のほうに「あらかじめ定められた特定の時刻」とありますけれども、これというのは、前も
って任命権者に何時までだよという、そういう届け出をした時間という意味なんですか。そ
れ以外にも何時間という決まった時間があるんでしょうか。

総務課長 これにつきましては、上位法がございまして、その早出遅出の時間の枠が7時から21
時という枠の中で設定されるというふうになります。

6番 7時から21時の間でその申告をすると、その間で。7時から21時じゃなくて、その間の時
間でこれぐらい時間かかりますよということで前もって申告をした時間はそれが認められる
と、そういう判断でよろしいですか。

総務課長 はい、ご推察のとおりです。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第11号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

議長 日程第3 議案第11号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

危機管理室長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。

6番 今説明あったんですが、ちょっとよくわからないんですが、この内容的にはこの第12条の
第2項中の「第4項」から「第6項」に改めるはよろしいんですが、この上位の法律を見ま
すと、この第7条の4項と6項というのは言っていることが全然違うことを言っているよう
なんですが、何で今ごろこんな4項から6項に変える必要があるんでしょうか。

危機管理室長 法律の改正により、旧の法第7条第4項の前に新たに2項の条文が追加になりま
したので、新しい条項につきましては、法第7条第6項になります。

6番 済みません、今ちょっと前段のところによく理解できなかったんですけども、済みません
がもう一度お願いします。

危機管理室長 法律の改正につきましては、法のほうでは第7条第4項という規定でありました
が、改正後につきましては、第4項の前に法律のほうで2項目が追加になりましたので、新し
い規定は第6項という形になります。

6番 これは第7条の中に2項を追加されたので、4から6に条ずれしたという意味なんですか、
これは。そう言ってもらったほうが簡単にわかった。はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議長 日程第4 議案第12号 舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

危機管理室長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

5番 舟形町災害弔慰金の支給ということなんですけれども、具体的にどういったときにこの支給対象になるのかということと、災害援護資金の貸し付け、この流れを教えてくださいと思います。

危機管理室長 貸し付けの概要につきましては、いわゆる県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害が対象になります。受給者につきましては、その災害により負傷または住居・家財に被害を受けた者。貸付限度額につきましては、350万円という形になります。

申請につきましては、最初借り入れの申し込みをいたしまして、その後被害の状況を確認することとなり、町のほうで調査をいたします。その後貸し付けの決定を行い、借りる方から借用書を提出いただくという形になっております。

5番 災害が発生したときに弔慰金の対象になって、なかなかそれが支給になるまでに時間がかかるということなんですか。そのために災害援護資金を借りようとする方は保証人を立てて借りなさいということなんですか。要するに言いたいのは、その災害援護資金の借り受けをするというときに、なぜ保証人を立てなければならなくなったのか。必要ではないんじゃないかなと。もしこの災害援護資金等で、どこかで貸して返すことができなかったというケースがあったのか、ここら辺も聞きたいと思います。

危機管理室長 保証人の件につきましては、改正前の第15条第3項に「償還免除、保証人」ということで、もともと保証人の必要性を条文化しておりまして、今回はさらに第14条第2項のほうで立てるというふうに明示をしている状況であります。

あと、利率につきましては、東日本大震災の特例と同じ1.5%ということで直しております。この部分につきましてはいろんなパターンがございまして、東日本の場合につきましては、保証人が立てられないという事実がありましたので、保証人はなしという制度としたところもあるようですが、その場合につきましては、据置期間中については無利子ではなく1.5%と

ということで、当初から利率がついておりました。

うちのほうにつきましては、具体的な例はございませんが、あくまでも保証人を立てるとしますと、据置期間中は無利子というパターンのほうを選択しております。町のほうでは、今まで私の認識する範囲内では貸し付けはございません。

5番 実績がないということはわかりましたが、もっと具体的に、どういったときにこの弔慰金の対象になって、災害援護資金を借りようとするのか。この辺ちょっと流れがわからないんですよ。実績がないから条例だけつくっておきましょうということなのか、そこら辺もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

危機管理室長 弔慰金の支給は弔慰金の支給になり、貸し付けは貸し付けという形になるかと思えます。今現在、いつ災害が起きるような状況になるかわかりませんので、東日本大震災の特例にあわせて制度的に準備しておくという形で改正案を提出させていただいております。

どういった場合に貸すという形になるかということですが、あくまでも弔慰金につきましては亡くなった場合とかそういった形の弔慰金になるかと思いますが、この貸し付けにつきましては再建するための貸し付けというふうに認識しております。

議長 暫時休憩をします。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

議長 会議を再開します。

ほかにありませんか。

6番 じゃあさっき5番議員がおっしゃった、何で保証人が必要なんだかという質問があつて、その答えが「前からあったから」という話だったんですけども、そういう意味で言ったんじゃないくて、こういう災害があつたときに、例えば私1人が災害を受ければ隣の奥山議員から保証人になってもらえる可能性は出てきますけれども、地区全体とか広範囲になった場合に、保証人になってくれる方がいなくなってしまうわけですよ。そういう場合に、相保証になっちゃって、もう共倒れになる可能性もある。じゃあ逆に言えば、この保証人というのは、人じゃなくて機関保証でも大丈夫なんですか。そこをお伺いします。

議長 どなたか、答弁。

休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時51分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

危機管理室長 まず一点、保証人のかわりに保証機関でよいかということでございましたが、その部分につきましては改正内容のほうに明示になっておりませんので、内容をちょっとこれから確認していきたいと思えます。

あと、保証人の有無につきましては、ない場合、保証人が必要でない場合、うちのほうにつきましましては、保証人がいる場合につきましてはその期間中無利子ということになりますので、そちらを選択しております。もし、もともと保証人がいない場合につきましては最初から1.5%の利子がついてしまいますので、その部分を避けることと、あと間違いなく返していただくということを前提にしまして、もともとある条例と同様に保証人ありということで改正の内容としております。

6番 今そっちでわいわい言っていますけれども、今室長がおっしゃった保証人がいる場合は無利子ですよというのは、これはどこに書いていますか。

危機管理室長 新旧対照表の6ページ、第14条「災害援護資金は、据置期間中は無利子とし」という、この部分になります。

6番 違うんじゃないの。10年なら10年の貸し付け期間で、据置期間という期間を設けたその部分だけ無利子という意味じゃないの。保証人とは全然関係ないんじゃないの。貸し付けってというのはそういうものじゃないの。

危機管理室長 保証人がいない場合につきましては、提示されている据置期間中の利子につきましましては1.5%ということになっております。

5番 6ページの新のほうで見ていくと、災害援護資金は、というところです。元金を支払うことがないときは無利子であって、据置期間経過後は1.5%という文言でありますので、保証人がいれば無利子、いなければ1.5%ということはないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

議長 休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時58分 再開

議長 再開します。

危機管理室長 国の制度的には、東日本大震災の例のように、保証人をつけない場合と、あと保証人をつける場合がございます。保証人をつけない場合につきましては、先ほど来言っております据置期間中1.5%の利率ということになりまして、町としまして、据置期間中のほうの無利子ということで保証人を立てるという選択をしているところであります。

5番 今の答弁ですと、この6ページの第14条、もう少し詳しく見ていただきたいと思いますが、わざわざ新のほうでは、利率「及び保証人」という文言を足しているわけです。そういったことであれば、必ずこの災害援護資金を借り受けようとする者は保証人を立てなければなら

ないというふうに変わったと思うんです。その上で、元金の返済をしないときは無利子でいいよと。だけれども、据置期間、要するに元金支払いが開始したときには1.5%の利息がつきますよという意味のように私はこの新のほうではとるんですが、今の危機管理室長の答弁の中では、保証人をつければずっと無利子ですよと、保証人がなければ1.5%ですよということに私は理解するんですが、本当にこの新のほうの条項を見ていくと、私はそういう理解にはならないんですけども、いいですかこれで。

議長 暫時休憩します。午後1時まで休憩をします。

午前11時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

危機管理室長 先ほどの私の説明で、災害援護資金の貸し付けに係る保証人について、市町村の選択により保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は利子をつける旨をしたところですが、誤解を招く説明でありましたので、改めてこのたびの条例改正の内容について申し上げます。

上位法である災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る保証人については、市町村の判断で条例で定めることになりました。舟形町におきましては、災害援護資金の貸し付けを受けようとする場合、保証人を立てていただくこととしたものであります。

また、据置期間中は無利子とするとともに、据置期間経過後の利率については、東日本大震災時の例を踏まえ、従前の3%から1.5%に引き下げるものであります。

さらに、償還につきましては、従前は年賦償還のみでありましたが、貸し付けを受けた方の実情に応じて柔軟に対応するため、半年賦償還、月賦償還を追加するものであります。

誤解を招くご説明をし、大変申しわけありませんでした。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 舟形町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第13号 舟形町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議長 日程第6 議案第14号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算について

議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議長 日程第7 議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算について、議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7会計議案を一括上程いたします。

朗読・説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 ただいま上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。議案第15号から議案第21号まで7議案を審査するため、10名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する方法でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、10名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議席番号1番伊藤欽一君、2番小国浩文君、3番石山和春君、4番佐藤 勇君、5番奥山謙三君、6番斎藤好彦君、7番佐藤広幸君、8番加藤憲彦君、9番叶内富夫君、10番八鍬 太君、以上10名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、ただいま指名した10名の方を予算審査特別委員会委員に選任することに

決定いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

7番 予算審査特別委員会の委員長には加藤憲彦議員、副委員長には斎藤好彦議員を推薦いたします。

議長 ただいま佐藤議員より、委員長には加藤憲彦議員、副委員長には斎藤好彦議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、委員長は加藤憲彦議員、副委員長は斎藤好彦議員に決定いたしました。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を3月13日まで休会いたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本会議を3月13日まで休会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

加藤予算審査特別委員長より委員会の開会のご挨拶を受けたいと思います。

午後1時34分 散会

平成 31 年 3 月 14 日（木曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成31年舟形町議会第1回定例会第4日目

平成31年3月14日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤 誠 宏
副 町 長 庄 司 雅 人	地域整備課長	伊藤 武 美
会計管理者 相 馬 昇	総務課財政係長	八 歙 幸 仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 伊藤 幸 一	教 育 課 長	齊 藤 涉
まちづくり課長 小 野 芳 喜	教 育 課 長	八 歙 照 光
健康福祉課長 叶 内 範 夫	農業委員会会長	加 藤 嘉 久
住民税務課長 須 貝 孝 子	代表監査委員	渡 邊 敬 子
危機管理室長 伊 藤 茂 樹	監査事務局長	斉 藤 洋 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 斉藤 洋 一 主 事 伊 藤 優

議事日程

日程第1 議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算に
ついて
議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に
ついて

議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算について

議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

日程第2 委員会付託の審査報告

請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める
請願

陳情第3号 三光堰（紫山地内）への余水吐並びに排水路整備に向けた陳情

日程第3 舟形町議会改革特別委員会報告

追加日程第1 発委第1号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 閉会中の所管事務調査報告

総務振興常任委員会

文教民生常任委員会

日程第5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時35分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから9日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

-
- 日程第1** 議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算について
議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議長 日程第1 議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算について、議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7議案について議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。加藤憲彦予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 平成31年3月14日 舟形町議会議長 八鍬太殿。予算審査特別委員長 加藤憲彦。

予算審査特別委員会審査報告。平成31年3月6日招集の3月定例会において、3月8日に付託されました議案第15号 平成31年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第16号 平成31年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第17号 平成31年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第18号 平成31年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第19号 平成31年度舟形町水道事業会計予算、議案第20号 平成31年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第21号 平成31年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上7議案につきまして、本委員会は3月8日より3月12日まで3日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議長 それでは、ただいまの予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第15号から議案第21号までの7議案に対して一括して原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第15号から議案第21号までの7議案は原案のとおり可決されました。

日程第2 委員会付託の審査報告

議長 日程第2 委員会付託の審査報告を議題といたします。

継続審査となっております請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願について、陳情第3号 三光堰(紫山地内)への余水吐並びに排水路整備に向けた陳情について、以上2件について、齋藤好彦総務振興常任委員長の報告を求めます。

総務振興常任委員長 それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

平成31年3月14日 舟形町議会議長 八鍬太殿。総務振興常任委員会委員長 齋藤好彦。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は、平成30年第4回定例会で審査付託になった事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。

記

1. 事件 請願第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願。

2. 理由 慎重審議を要するため。

もう一件ございます。

平成31年3月14日 舟形町議会議長 八鍬太殿。総務振興常任委員会委員長 齋藤好彦。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第3号。

付託年月日、平成30年12月4日。

件名、三光堰（紫山地内）への余水吐並びに排水路整備に向けた陳情。

審査結果、採択。

以上です。

議長 初めに、請願第2号より審査いたします。委員長報告では、請願第2号は閉会中の継続審査の申し出となっております。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、委員長からの報告のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号について審査します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより陳情第3号を採決します。陳情第3号を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって陳情第3号は採択とすることに決定いたしました。

日程第3 舟形町議会改革特別委員会報告

議長 日程第3 舟形町議会改革特別委員会報告を議題といたします。奥山謙三議会改革特別委員長より報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長 平成31年3月14日 舟形町議会議長 八鍬太殿。舟形町議会改革特別委員会委員長 奥山謙三。

舟形町議会改革特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、舟形町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告します。

1. 調査事件

議会運営が舟形町議会基本条例に則して行われているかを検証、さらなる議会の活性化を推進していくために、農業委員との意見交換、研修、政策提言の作成、開かれた議会を目指すためタブレットによる議会の開催、常任委員会組織の見直し等について調査検討。

2. 経過

議会まち活性化特別委員会（平成23年設置）、議会活性化特別委員会（平成25年設置、平成27年設置）の活動を引き継ぐとともに、新たな課題及び活動に取り組み、町民の負託に的確に応えられる議会改革を常に念頭に置き、活動を行いました。

委員会設置期間、平成29年6月8日から平成31年3月31日。

委員会の構成は、ごらんになっていただきたいと思います。

3. 委員会開催経過

このような内容で会議を開催してきておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

4. 調査検討事項

当委員会は、舟形町議会基本条例の理念に鑑み、また基本条例に基づき、日々の活動が行われているかを検証し、公平性、透明性、信頼性をもって、町民に対して開かれた議会となることを念頭に、条項に定める自己の研さんに努めるとともに、地方議会のあり方を常に議論し、議会改革を推し進めてまいりました。

（1）政策提言

町民にとって住みよいまちづくりを目指して、安全・安心な地域環境を創設し、将来にわたって活力ある地域づくりや、定住人口をふやすためのさまざまな施策をもって努力されるよう、提言書を策定し、次年度以降の予算に具体的に反映されるよう要望を行いました。

（2）タブレット導入によるペーパーレス議会の実現

開かれた議会を目指し、経費節減のためのペーパーレス議会の実現のため、タブレットの導入を図りました。

（3）委員会組織の見直し

役場内組織の機構改革や業務の多様化に対応するため、委員会組織の見直しを行い、委員会条例の改正を提案します。

（4）研さんのための研修会の開催

基本条例第9条に基づき、議員の政策形成及び立案能力の向上を図り、もって議員としての資質の向上のため、研修会、学習会を実施し、研さんに努めました。

（5）町内組織及び他市町村議員との意見交換

町内団体との意見交換により、現在の状況や課題をお聞きし、今後の議員活動への糧とした。また、他市町村の議員との意見交換により、他市町村の現状や取り組みを研修しました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議会改革特別委員会報告を採決します。議会改革特別委員会報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議会改革特別委員会報告は委員長報告のとおり決定いたしました。ここで、資料配付のため暫時休憩をいたします。

午後1時49分 休憩

午後1時50分 再開

議長 再開いたします。

本日の日程の追加についてお諮りいたします。ただいま配付いたしました追加議事日程のとおり、追加日程第1を議題といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

追加日程第1 発委第1号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長 追加日程第1 発委第1号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。奥山謙三議会改革特別委員長より提案理由の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決します。発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第4 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。斎藤好彦総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長 2件ございます。読んで報告にかえたいと思います。

1件目でございます。

平成31年3月14日 舟形町議会議長 八鍬太殿。総務振興常任委員会委員長 斎藤好彦。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成30年12月19日（水）

2. 調査内容（状況説明・現地視察）

（1）陳情の審査

①陳情内容

三光堰（紫山地内）への余水吐並びに排水路整備に向けた陳情

②現地立会者

紫山町内会、八鍬昌幸氏、渡辺勝善氏

③調査意見

ア 町は土地改良区の見解を聴取し、三光堰余水吐の整備をする必要性がある。

同様に国、県に対しても整備についての協力要請をされたい。

イ JR横断排水樋管の改修及び排水路整備については、JRとの協議も必要であり、関係機関と協力し対応されたい。

④対応策

町は関係機関との連携を図り、地域住民の安全・安心な暮らしが守られるよう努力されたい。

（2）除雪車格納庫建設の進捗について

①現地視察

ア 舟形地区（町道舟形一の関線沿い）

建設予定地が傾斜地にあり、L型擁壁設置による造成工事の段階で行程どおりの進捗がありました。

イ 堀内地区（実栗屋農集排施設敷地内）

工事の進捗状況は、総合出来高で78%と行程どおりの進捗でありました。

②対応策

新設格納庫の竣工により、効率的な除雪体制が図られるよう努力されたい。

2件目でございます。

平成31年3月14日 舟形町議会議長 八鍬太殿。総務振興常任委員会委員長 斎藤好彦。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成31年2月27日(水)

2. 調査内容(状況説明・現地視察)

(1) 若あゆ温泉改修工事の進捗について

① 工事概要

ア 大広間(多目的交流ホール)改修工事

畳改修、天井改修、電源・エアコン・照明器具改修、南面サッシ・壁改修、プロジェクター新設、音響設備等改修

イ 変電設備改修

ウ エアコン新設(ロビー)

エ エアコン・暖房改修(研修室(東側和室)・視聴覚室・健康増進室)

オ 自動ドア改修(タッチ式に変更)、玄関のドアでございます。

カ 喫煙所新設(喫煙室を施設外に設置)

キ 監視カメラ改修

② 対応策

今般の改修工事は、大広間からも眺望景観資産が楽しめるよう南側壁面を全面ガラス窓に改修しており今後の誘客増加に期待したい。

(2) 除雪車格納庫建設の進捗について

① 現地視察 舟形地区(町道舟形一の関線沿い)

② 調査結果

工事の進捗は行程どおりであり、工期内に完成の予定でありました。

(3) 除雪状況の確認について

① 現地視察 堀内地区(松橋・西又)

② 対応策

ハウス等の農業被害はないものの、人身事故が発生し非常に残念な結果になった。2月中旬から天候も回復し総体的に除雪・排雪状況は良好でありました。今後、対策本部による注意喚起の強化により人身事故防止に努められたい。

以上でございます。

議長 ただいまの総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

続きまして、佐藤広幸文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長 平成31年3月14日 舟形町議会議長 八鍬太殿。文教民生常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成31年2月6日(水)

2. 調査内容(現地視察、状況説明)

(1) 小学校・保育園の豪雪及び空調設備の稼働状況について

(2) 保健センターの移転について

① 9月補正、衛生費、総合保健福祉施設整備事業の執行状況について

② 地質調査、基本設計等の結果や予定について

③ 保健センターの設備、機能、規模について

④ 総合保健福祉施設から福祉避難所へ変更になった理由について

⑤ 予算確保の見込みについて 等の説明を受けた

3. 所感

ア 豪雪対策本部が設置されている中、小学校の空調機器は、一部修理箇所も見受けられたが、おおむね順調に稼働しており引き続き雪害等で故障が起きないように注意を払っていただきたい。

イ 福祉避難所建設予定地の地質調査に問題がないとの報告を受けたが、設計業者の雪に対する認識への不安や、予定地の面積が広過ぎるのではないかとの意見が出ているのでしっかりと計画や設計をしてもらいたい。

ウ 予算は都市防災総合推進事業を活用し、申請は3月中旬、決定は5月中旬となっており時間的な余裕がない中で、平時の使用を考えている総合保健福祉施設としての規模や

機能、設備等の計画が立てられていないので、早期に計画を作成し予算確保に動いてもらいたい。

以上でございます。

議長 ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第5 議員派遣の件

議長 日程第5 議員派遣の件について議題といたします。議員派遣の内容については、議会事務局より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、3月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申し出がありますので、お受けします。

町長 平成31年度第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

3月6日から9日間の日程で、専決処分の承認が1件、平成30年度一般会計ほか特別会計の予算の補正が7件、平成31年度一般会計・特別会計歳入歳出予算が7件、条例の設定が1件、条例の制定が4件、計画変更が1件、合計21件につきまして、満場一致でご決議賜りまして、御礼を申し上げます。

平成31年度当初予算は、厳しさを増す財政状況のもとで将来にわたり持続可能な財政運営の確保を目指しつつ、昨年8月の集中豪雨により被災した道路54路線102カ所、河川16河川39カ

所、農地772カ所、農業用施設203カ所、林道3路線4カ所の災害復旧に全力で取り組み、平成31年度中に復旧を完了させたいと思います。

そして、オール舟形で住んでいる人たちが誇れる町、豊かな舟形の着実な実現に向けて、今年度新たに取り組む防災無線のデジタル化事業、防災拠点整備事業、福祉避難所整備事業、宅地造成事業、ワンコインがん検診、危険ブロック塀等撤去等補助事業のほか、昨年度から引き続き、デマンド型乗り合いタクシーの運行、高齢者先進安全自動車購入補助、衛生栽培構築システム事業、中古農機導入促進事業、民間賃貸共同住宅建設支援事業、空き家対策事業、100歳元気プロジェクト事業など、しっかりと成果が上がるよう職員と一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

そして、議決いただいた予算は、本来の目的が達成できるよう、経済的かつ適正な執行に努めてまいりますとともに、一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は、真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいります。

また、4月1日、舟形診療所が新たにオープンする運びとなりました。ここに至るまでの、議員の皆様をはじめ関係者の皆様に改めて感謝と御礼を申し上げたいと思います。

結びになりますが、議員各位におかれましては、4年に一度の改選の春となり、その準備にご奮闘されることと思いますが、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、再び議場でお会いできますよう心から祈念申し上げます。そして、引き続き舟形町発展のためご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。また、今期でご勇退される議員さんにつきましては、この3月議会が最後の定例議会となりますので、感慨無量のことと察し申し上げますとともに、長年の刻苦精励の議員活動に対しまして、深甚なる敬意と御礼を申し上げます。今後も健康に留意されまして、引き続き舟形町の発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

9日間、本当にありがとうございました。

議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

ここで一言申し上げます。

我々議員の任期も、あと一月余りを残すこととなりました。今回で勇退を表明している議員もおります。そしてまた、今年度で退職をされる管理職の皆さんもおるわけですが、お互いの労をねぎらいながら、これまでのご協力に感謝を申し上げたいと思います。と同時に、今後ともますますのご活躍と舟形町の発展をご祈念申し上げます。

以上をもちまして、平成31年第1回舟形町議会定例会を閉会いたします。9日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午後2時12分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 佐 藤 広 幸